

0 1 2 3 4 5 6 7 8

JAPAN
Tama

20

10

9

8

7

6

5

4

3

2

1

大正二年十二月上浣迄至

特別
14
1919
307

准文忠堂印藏

五十八



雙魚モロ勸

大正五年十二月五日起筆

の事中乞歎仰る前後二面我早猶因の圓者故に貰えり。貴
重き活人羅振玉の説に依り復古版と心くらひ、既者故
成る。禮記疏義もつ様す。而して六朝の書体は今より
古く、禮記の述義と云ふと云ふと見えし本
に傳へるも無く、一あると喫茶、而して餘るは皆尾尾
キの房流する事と復々、これに唐代の書体と思惟せ
り。あの六朝字をもとることを念得するが如きが、其の
の如くもう少し略すものでなく、且つこれを全文禁
す。もとより是、今左の考證の如き即令を取扱

す

(翁叟)書中每見灼棄字考陳書鄭灼傳言灼少受業於皇侃尤明三禮家貧鉛義疏以日繼夜云則此卷者鄭灼所鉛之義疏而灼棄焉條則灼鉛時所增益也傳言灼鉛義疏不言鉛何人所鉛今驗此卷卷以歷代史志所記確知所鉛為皇侃義疏云

鄭灼既已利人手而更復泥質字體又与別矣
ことより言及して曰く

此卷用伐質竹而薄色碧黃與唐代麻紙滑澤空厚子而色褐或深黃者大異余見西陲所出六朝人書卷勑皆然又以書體歛之古六朝人手無疑卷中不避陳隋唐宋帝諱灼卒於陳而在梁已宦西有其家貧苦書殆當梁世

必不在宣武之後則此少者或即灼所手書耶

省毛書體古朴不似後人且其性至冷抹改竄之多也而一

て若者不見其筆迹不見其書之真本也灼之自筆真跡不見
へふぞニズ

レ川蜀古字刻之多也此の版未ひ成るゝ羅城も也
也。うちの家の手と看らば三酒觀相應有の也
篇をも併せて版とするにあらず其版の成るもあざる
所はと覺えシキ

○秋月松林のわづかと高きまつ木すのあつて風也
不ふれ風也とすりまろ楠木の風也と拂流す
の仙の國に移りしるべくもあらむを追思せしむる也

の氣流可まうもあつたりて其文を寧し。縣所の
状況と云ふをし御邊の行方より於南の扶料をもう
勿也。

古以劣仙比仙、以忠孝比隱士、以石比節義、士比數
人焉、或以無為樂、或以山林乐、或以報國樂、儂以其
心論而不以其人論、隱士以其操論而不以其人論、節義
君子以其誠論而不以其行論、取捨萬物者靜躁不
同、雖然各食其食、衣其衣、所為不幼而相合、
以彼乐較此樂、何有冠履之倒、世之固陋者哉？
俯視一方、遇他人如仇讐、言安知人倫之一、其本體此所
以人而不異为仙、豈其耳不也哉？

紀元二千五百三十三年七月十六日楠木縣令訪于新湯

寫居酒既行談論及縣事、餘金揮毫下述
白描、仙茅教養、且題吳種曰香口字余醉眸
聞之歌哭、歌全有寫意成之、余因啟衍其意、誠
素志、宜就教人、不与金同慨歎、秋月樹輝草

○金名うえ林、先に上ひ家原を贈すと住す而ても大患、之寢
て後不如老の為、至之れを足す、而後之の為、至所の長を傳、傳
一二十数年と既とて今、軒敞き住む、不復、殊、狭
隘、よしとす、而、家富と寢を以て、而、其、坐す、其、坐、不、便
主、と、主、但、此、尾、後、少、居、す、其、坐、と、宜、く、の、便、も、又、一、次
來の、あ、と、居、す、便、あ、と、辛、い、と、考、し、其、坐、を、移、せ、し
う、移、ま、蒲、地、の、多、の、役、也、こ、ろ、棟、代、餅、と、以、て、地、域、を、盡、

レニーネ居の事業をかす夏時月の跋(?)を防ぐる事
甚しそは是用済く新(?)と長(?)をもとの言をもんし次第
内あれ充(?)を幼(?)を也(?)と薄(?)した年(?)に至(?)と
为(?)さんとすら場(?)完(?)に約(?)を尋(?)の事(?)の資(?)を接(?)がモ
けんことをして女(?)一(?)流(?)を得(?)、勿論(?)新(?)と弟(?)モ
を毛(?)と得(?)、魚(?)草(?)集(?)のハ暖(?)さ体(?)の有(?)西(?)
董(?)のゆ(?)而(?)あ(?)程(?)供(?)す。般(?)て解(?)する所(?)あ(?)す
他(?)人の接(?)とを(?)の借(?)財(?)を貢(?)ん(?)しわ(?)と(?)う
し(?)れ(?)を(?)も(?)ハ本(?)意(?)とする所(?)也(?) (十二月九日記)
○ゴルトン夫人(?)も寄(?)をえど(?)國(?)も修(?)正(?)船名(?)を換
る(?)も(?)本(?)午(?)修(?)登(?)被(?)ら(?)き(?)セ(?)えど(?)支(?)川
三千二十三万(?)のち(?)母(?)を寄(?)取(?)た(?)も(?)後(?)又(?)ト佛



高(?)山(?)の急(?)幅(?)の寄(?)照(?)寺(?)圓(?)寺(?)其(?)修(?)庭(?)之(?)四(?)五(?)日
追(?)照(?)寺(?)圓(?)寺(?)其(?)修(?)庭(?)之(?)四(?)五(?)日
支(?)拂(?)りも
ミ(?)松(?)其(?)道(?)參(?)考(?)の見(?)よ
見(?)す(?)も
旅(?)者(?)と
・経(?)と
有(?)三(?)五(?)百(?)朝(?)鮮(?)其(?)もの印(?)代(?)羊(?)の不(?)像(?)一(?)隻
と朝(?)鮮(?)式(?)石(?)造(?)の塔(?)一(?)基(?)とす、此(?)の三(?)點(?)を(?)底(?)に(?)市



へと室のやうの、あと一鼎の肩をもひよるまく
 りする寺船さんと、とて自落ややおやじや自家
 の寺主さへ佛像を三本持つておこうううつ
 くえと想ふにとどく。容易ううす、紀念の見る
 エス、アーリスを印刷し、圓あら書き、販賣せんとし
 て、印刷中、前で掲
 けられたフルトン夫人の写
 を、上めこねのエキ
 スケバス中、正家の輪
 廉也夫人、また洋を佛
 教のせ、家を佛廟めの
 十形もすすむのよこ

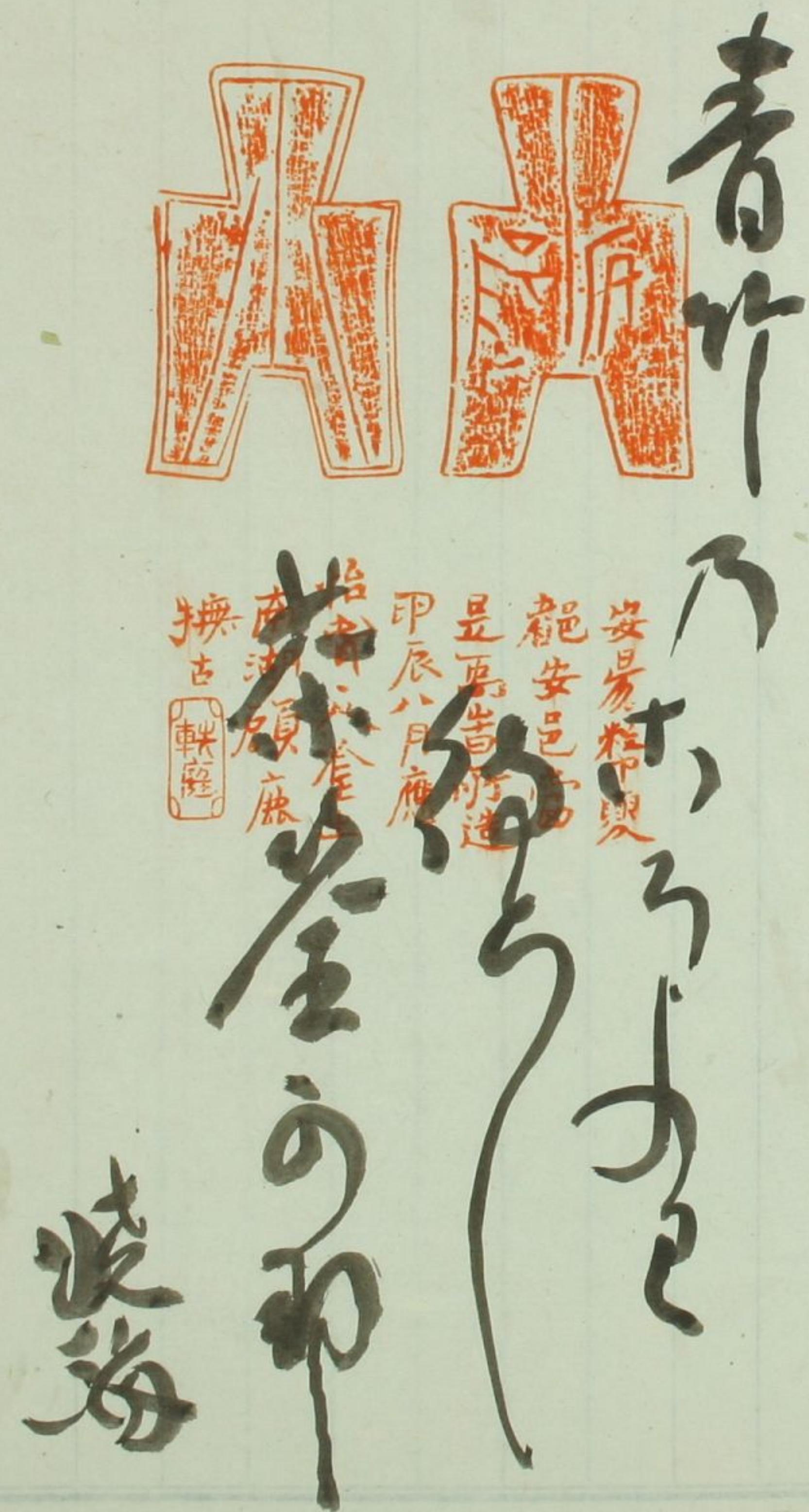
のあるころ、化の施家のうちと細の佛像大小數十點
 ちつて、鏡、珠板、神輿、金の瑠璃、神柵
 す、花瓶、大瓦、神爐、塔、一々名づけ
 ず、朝鮮支那り等とも、家みれば、とぞよき
 あると、いふのうとぞ、海石、雲龍へぬともえり
 依弔の一種の版を、高多、修善、おとす
 は、捨閑、おとすとぞ、六角、櫛、骨、高
 位、おとすとぞ、女、抹集のあり方、而
 ま、一物と、要するもの、掛額、物十枚の高
 き、は、ああ、画、も、もの、うつ、是等を
 お假想の精緻用とあうと得くし、かんと天

雨つとも(十一月十日記)

の字の御の御刻家不吉高風也也やの筆を
と移り晴れ里にまし八島をひきとおんじ
ス本多は是さんとす年とまうとお茶室を
おもひぬうと左のちかのを傳てある

(十二月十一日)

十二

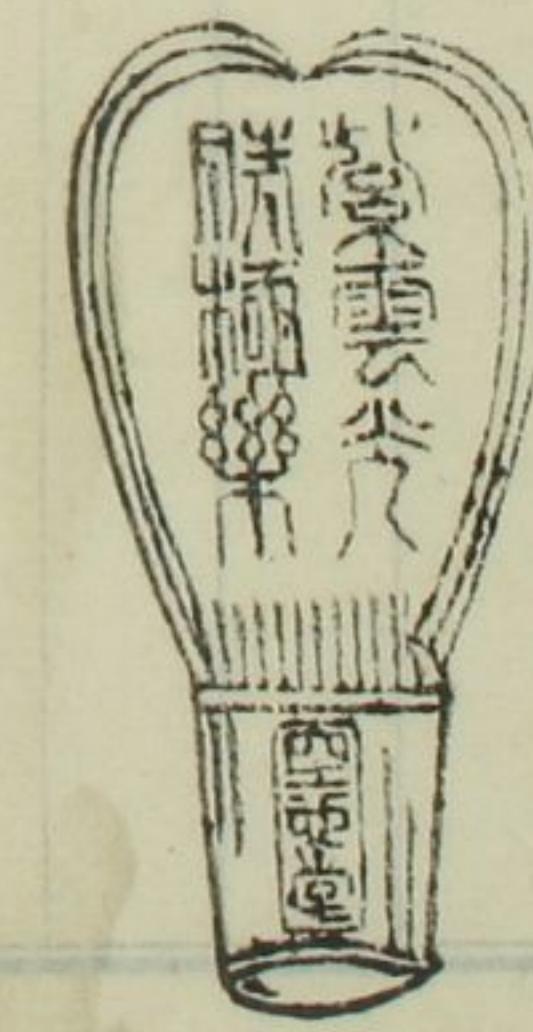


皇子空也上人玉服茶筌由來書

毎歲正月元日二日三日早天に茶筌を剪び神、祇園、牛頭天王佛ハ
十一面觀世音を祈念し上人秘法の茶筌みて茶筌を焼りたてし
服毛る輦車ハ年中の邪氣をたゞ一病をまぬう小舟
子孫長久あり紫玉服を大福とふハ祝の言葉多あり

無量壽の見る所待る口きりの

めちま——草を拂りたてめ勢



○馬鷹走りて其の至る所を飛んで
無遮のところを行ひゆ也

口
羽紙直の五を添

山の外や。○。

御守の三ふと解す。もとの山ゆと我と云ふ

○又へ事あゆ江原以年年毛毛山の山ゆと山毛の材料
あるは役所へ経事済んでことり元のみのも見え
えどももの、うそすにすすり詮うてのもの、
くさんも一々手を記すぬとく放拠りし、放
詮り詮り二回こ詮う勤めまよ、えんじらしやまき
ととみだれともすむる、とてはねのしゆく
おとねてすむるをあくと云ふ

大山丸年一月をもあく

晃山餘輝

(承前)

赤堀又次郎

東照宮大權現祝詞

東照宮と云ふ社に關係の史料を三四年間種々搜索したが、思ふやうな結果を得なかつた。尤神社の方は少い。多くの費用と時間をかければ、集る見込もあるが、夫はゆるさぬ事情があつた。其中はからず、昨年の十月に東照大權現の祝詞と云ふ珍らしい卷物を發見した。

三代將軍の御靈屋の奥院に小き寶藏があつて、其中に白木の長持が貳棹傳つてゐる。一棹には家光公の位記、宣旨の類を入れ、他の一棹には御夢の御像八幅と、御守の箱一箇とが納めてある。御夢の御像と云ふは、三代將軍が家康公を夢に見る度に探幽に書かせておかれたもの、御守の箱と云ふは、切金の入れた蜀紅の錦のやうな薛繪をした細長い箱に、三代將軍の膚につけてゐられたと見ゆる御守の袋數箇が入れてあつて、其他に卷物が一卷あつた。夫が即ち祝詞であつた。この寶藏の品は、古來一ヶ年に一度日光奉行と別當龍光院の住職とが嚴そかに御靈屋で風入をする外に、二百餘年の間に見せたことのないもので、御守の箱には老中の封印がしてある。記錄に御夢の御像八幅と、御守の箱を風入するとしてあるが、其箱に何が入つてあるとはしてない。夫故に古來他に寫し傳へたことのないもので、一山の僧も知らずに居たのであつた。

夫を余は偶然發見して、其字體と文意と御實記の記事と引合せて、寛永十七年八月の末に春日局が日光の東照宮へ御禮参に來られたときに神前で讀んだものと鑑定した。尤其卷物には年號も筆者などの名もないである。

其文章は平假名に漢字が交せて書いてあつて「家光公」などある字にも朱でふりがながしてある。其文は長いものであるからこゝには引かぬが、主意は、東照大權現に神徳を謝し奉るにあつて、神徳の感應をうけた條々が種々にあげてある。「こゝに源の家光公、忝けなくも、大權現の御神徳を仰ぎ奉り、無二の丹誠を抽んで、朝夕二時に白妙の御弊を捧げ、百味の禮奠を調へ、尊神に薦め御恩徳を感じ奉りたまふなり」とも云つてある。將軍になつたことについては、「これ第一の御高恩、朝夕肝に染みさせられ御身にあまり、忘れがたくありがたく思しめし候し」など云つてある。「御滅後には、一天守護の大權現と現はれて、君(家光公)を守りたまふこと日夜不退にあらたなり」とあるは、先に擧げておいた「我靈あらば、先祖と顯はれ、從孫を護り、永く家運を添ふべし」とあると同意のことである。

三代將軍の數回の病氣、朝鮮事件(寛永十二年)、島原事件(寛永十四年)も東照宮の神徳で無事に治り、駿河大納言も、井上主計頭も神罰で死去の事になつてゐる。

家光公が、家康公を信仰せられた事實と心もちとを是程に書いたものは他にない。今からは想像の及ばぬ深い篤い信仰を持つてをられたのと見える。かやうな信仰があつて、則ち御手許金を出して建築を改造せられたのである。

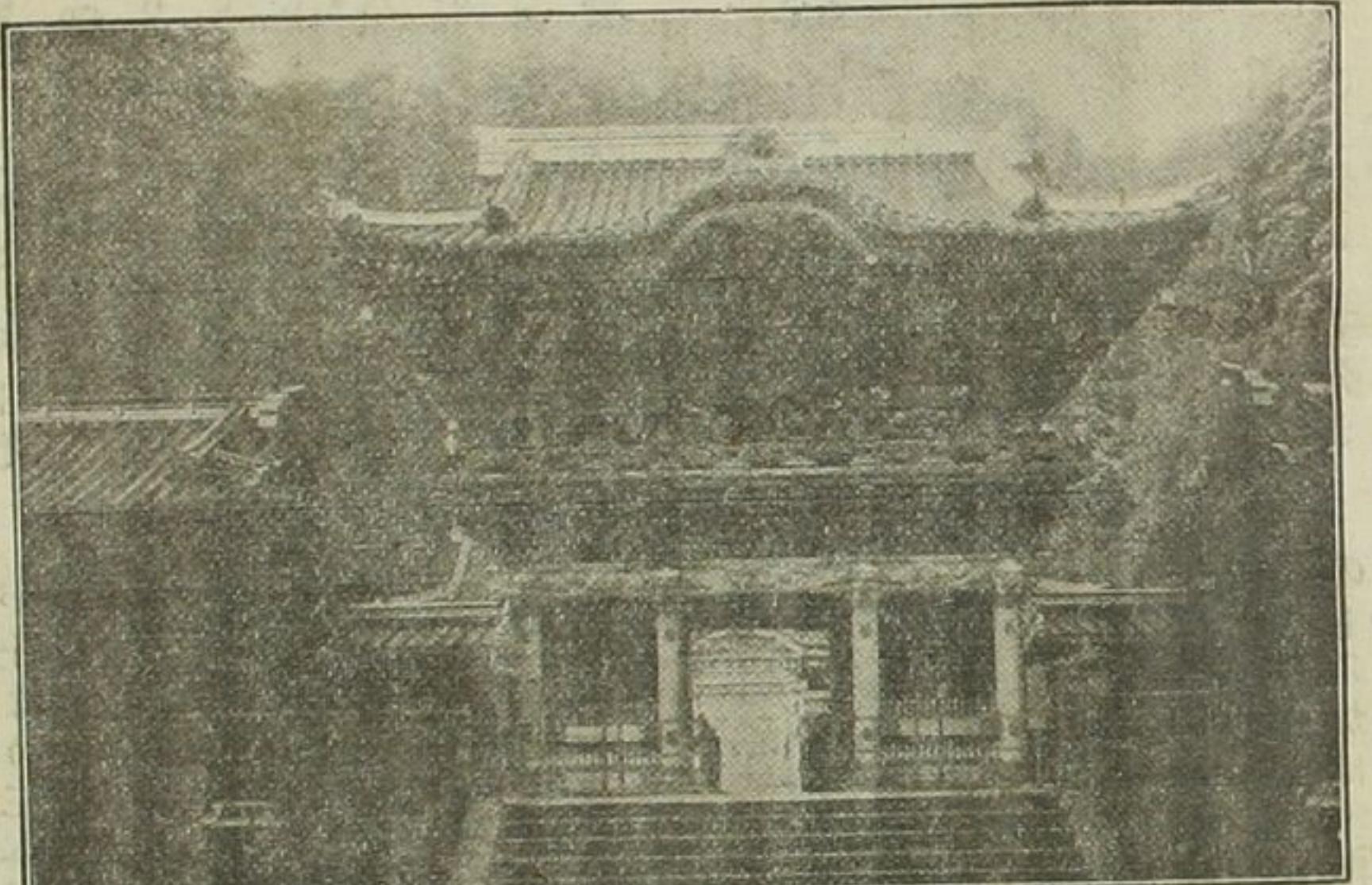
始め家康公は、軍事上の非常豫備費として、多年、多大の金銀を貯藏せられ、薨去の後に、幾分はかたみわけとし、大部分は久能山に納めおき、夫を追々に江戸へ取寄せられた事がある。御納戸の御手許金は夫がもとになつてゐるらしいと思ふ。して見るとかの五十幾萬兩は、もとく家康公の御自身のもので、云はゞ自分の金で、自分の御宮を建てたのである。生前と死後との相異があるだけで、他人のものを用ゐたのではないとも見られる。

畢竟日光の建築は、家光公の信仰で改造せられたもので、宗教上に根據があることを、從來は政治上から解釋しようとしたのは、大なる誤である。

この祝詞が、余の手に發見せられたのは、亦神徳の然らしむるところであらうと心ひそかに思つてゐるのである。

天和の地震

寛永十三年に東照宮の殿堂がほゞ竣工したが、未だ完備したと云ふのではなかつた。十五年に馬町火事と稱へて、今の華右町の方から出火して山内三百餘戸焼失した。夫について市区改正の公用を感じ、山内へ寺院を集め山外へ民家を移し、御宮の近傍は防火の爲になるべき建物を取拂つて杉を植ゑた。今の五重塔の邊は櫻本坊、大輪坊の跡、其向側は藤本坊、光れぬと云ふ儀で、更に銅造にすることに定り、久次郎の地に四十間四方の地をトして椎名兵庫に鑄造せしめ、今の二荒山神社の社務所の後の方から斜に奥院へ曳きあげて、安置したのが、現在の寶塔である。由來寺院の建物の保存期限は、五十六億七千萬年を以てするが普通であるが、日光は盡未來際としたもので、世の寺院の建物よりもなほ久しきに耐へんことを専ら希望して、防火のため、防蟲のため、耐震のため、耐寒のため、あらゆる當時の技術を盡して漸次改良したのであるが、其上に莊嚴の美は増すことあるも、減することなからんとしたので、手入の度毎に次第に華麗になつて壯觀を加へたから、寛永造營の當時如何なるものであつたかと云ふことは、今からは想像せられぬ點もある。近年大修繕に於て手入する間に往々意外なことを發見したよしも聞くが、最初の漆塗は今ほどに丁寧で無かつたところが多かつたといふことである。天和大地震の後、寶塔の外、殿堂も其まゝには差おかぬについて、最初建立した人の孫の甲良豊前といふ大棟梁、遙々日光に登つて一々に損害の度を調査して、修理の方法を上申して、元祿の造替といふ事が始



元 祐 造 替

寛永造營の後東照宮の殿堂を屢々改修せられたことは前にほゞ申した通りであるが、元祿元年から三年にわたつた工事に上棟二十八日に安鎮の儀式を行はれた。この元祿造替は本社にも三代將軍御

明院の跡である。奥院の木造の寶塔は十九年に石造になつて供養が行はれ、二十年には奥院の傍に相輪塔を建立し、正保二年には御本社の後の石垣の普請、慶安二年には奥院の唐門、鳥居を唐金にて鑄造し、同三年には五重塔を建て、承應三年には御宮の屋根の檜皮葺を銅瓦に改め、萬治二年には大地震の爲に損害を受けて修理し、寛文四年には玉垣の土臺を石造に替へ、延寶七年には所々の小橋を石に改めたなど所々を補々に改めて、よくしたのである。然るに、天和三年五月大地震で諸建物、總石垣悉く損害を受けた。中一年を隔て、貞享二年には、御本社等に鼠が入つて荒したに付いて、金網の戸を造り添へ、天井の中にも金網を張ることにした。右の天和の大地震は五月の十七日から始つて、二十四日には百二十餘度も震り、奥院の寶塔も傾きて、今にも山下に倒れ落つとしたので、日光の諸役人、寺僧、社家の心配は一通りではない。其頗倒を防ぐ爲に、日光に現存してゐた材木を賣上にかゝると、足もとを見て大に日光式を發揮して、手がつけられぬ。漸く山口圖書の盡力で買入れることが出来、其材木を寶塔の周圍に夥しく積みあげ、組みあはせて、頗倒だけは防いたが、寶塔は破損してしまつた。もと最初の寶塔は木造の大なるもので、御神忌には其中に於て、授戒灌頂の儀式を行はれたのであつた。丁度今芝増上寺の二代將軍の廟の奥院に似て、夫よりも高きものであつたらしい。然るに寛永十八年には石造に改めることになつて、赤薙山から六千人を以て大石を引きて、寶塔に彫刻したものが、この天和に破損したのである。他の殿堂はともあれ、寶塔は其まゝには差おかないのである。其時甲良豊前の記したところに據ると、藥師堂は、全體に南西の方へ三四寸程ゆがみ、南北の隅では、地形三寸五分下り、向拜の柱は西の方へ六寸七分ゆがみ、「是はこの度御建直しに罷成候御事」とある。其時藥師堂の柱すべて四十四本の中で、十本は全く取替へ、九本は損じたところへ卷鐵を加へ再び用ひ、梁や桁なども取替へをる。其替へた柱は西より二側め、即ち佛壇の前の通り、北より六本と、三側めの柱、北より二本と、西側の南より二本目の柱一本と、南側の東より三本目一本とを替へたのである。元祿三年三月二十日に藥師堂の柱立、六月二十七日に上棟二十八日に安鎮の儀式を行はれた。この元祿造替は本社にも三代將軍御靈屋の方にも及んでゐるが、從來世に忘れられてゐたことである。

する記事を發見する。前に甲良の記録に依つて薬師堂のこと

を述べておいたが、こゝには御本社のことを申しませう。御本社の現在の基礎は龜腹石と稱へて、巨大なる御影石で出来てゐます。これが同じく元祿に入れたものであります。日光の御宮の近くに石は澤山にあります、御影石はありません。

鳥居や手洗盤の御影石は九州から來たもの、近年は笠間のも來てゐますが、龜腹石のとは質が違つてゐます。龜腹石は、今市の西の方長畑といふところから、元祿に取り寄せたもので、小なるは七百人、大なるは千二百人、長坂は千六百人で、引いたことが記してあります。宮様が其様子を御見物になることも見えます。龜腹石は基礎のことでありますから遺物を解かねば置くことは出來ませぬ。元祿二年九月十三日本社の鍬初、九月晦日地鎮、同三年三月十一日未の上刻御本社柱建、外陣御幣殿の間、西より二番目の柱を立てる。六月二十

三日に上棟、二十五日安鎮、二十六日正遷宮。この時の御本

社の損害の程度、造替の程度を詳しく記したものもあらうと、

記録搜索の場所の見込はあるが、今なほ手をつけることが出

來ぬ事情が存在してゐる。

經藏は柱の下の方を切りちやめて、土臺を入れたことが、

同じく甲良の記録に見えてゐる。

陽明門については、「楓丸柱十二本の内、西の隅柱、南の方、柱貫(頭貫)下より腰貫の上まで、長六尺、口三分より五分まで、深さ四寸三割、埋木有之、同腰貫之上、居紋の廻り長九寸横一寸五分、深さ五分之埋木有、非貫之所に長八寸五分、幅四寸二分之貫穴之埋木御座候。南西角より二番目之柱、南

金粉で細字に書いてある。塗や蒔繪は建築の主要部ではない

が、元祿に手の加つてゐる確證である。社殿内の裝飾をこと

ごとく寛永の舊物として見ると大なる相異である。かやうな

ことはなほ他にもあらうと思はれる。

なほ元祿の三代將軍御靈屋の修覆については、用材七百二十三本。其中、富士山から出た楓は、長三間、幅四尺一寸、

其中大なるは巾三尺二寸、厚二尺五寸あつた。

其他に掛塚檜木二萬三千二百六十三挺、日光門主より獻上の柏櫟六百六十一本であつて、

漆は五百八十貫目、土朱(べにがら)は、七十貫、綠青二百三十三斤、

朱は僅に十斤。この朱の量の少いので、元祿頃まではなほ今

の如きものでなかつたことが察しられる。大工の工數六萬九千七百三十六人半、彫物大工は三千百十九人半、木挽は一萬六千六百三十九人。材木大小一萬九千四百三十五本の買上代

價が銀百五十七貫三百目餘、塗師の手間代は銀三百二貫八十目餘、大佛師民部(英一蝶の友人)の佛像修復代銀三十二貫

面長一尺五寸より二尺まで口二三分宛割筋埋木有之、東西面に非貫穴埋木御座候。御柱内六本兩面に非貫穴埋木御座候など云ふことが見えてゐる。非貫は飛貫と書いたものもあるが上より二本目の貫で、現在の陽明門について調べて見ると、やはり非貫の穴の埋木が存在してゐる。これは元祿に取替なかつたものと見える、なほこの非貫穴の埋木は寛永の最初からか、或は其後に非貫を取去つて、埋木したものかは未だ審にすることが出来ぬ。

上野の五代常憲院殿の御靈屋の二王門は、飛貫の爲に二王様の御顔が隠れて拜まれぬ。芝の六代文照院殿の御靈屋の二王門は飛貫が、凸字形に曲つてゐて、有難い御顔を拜むことが出来る。日光の陽明門は飛貫が無いで矢大臣左大臣の御顔をよく拜むことが出来る。併し昨年から兩大臣共御病氣中で御顔を見てもよくないから、御見あげ申すも恐れ多いやうであるから、いつそ飛貫を補つた方がよいかもしもぬ。

建物の各部を綿密に見ると、色々の事が顯はれて来る。天井うらや、縁の下を調べることは申すまでもなく、漆でも、繪具でも、金具でもそれゝ専門家が特別に念入にしらべねば慥なことは明になりますまい。蒔繪なども寛永のものとして誰も疑ふものは無かつたが、元祿に手が加つてゐることがある。有名な唐戸の梅や、菊なども寛永のものか、元祿のものかは、再考を要することがある。

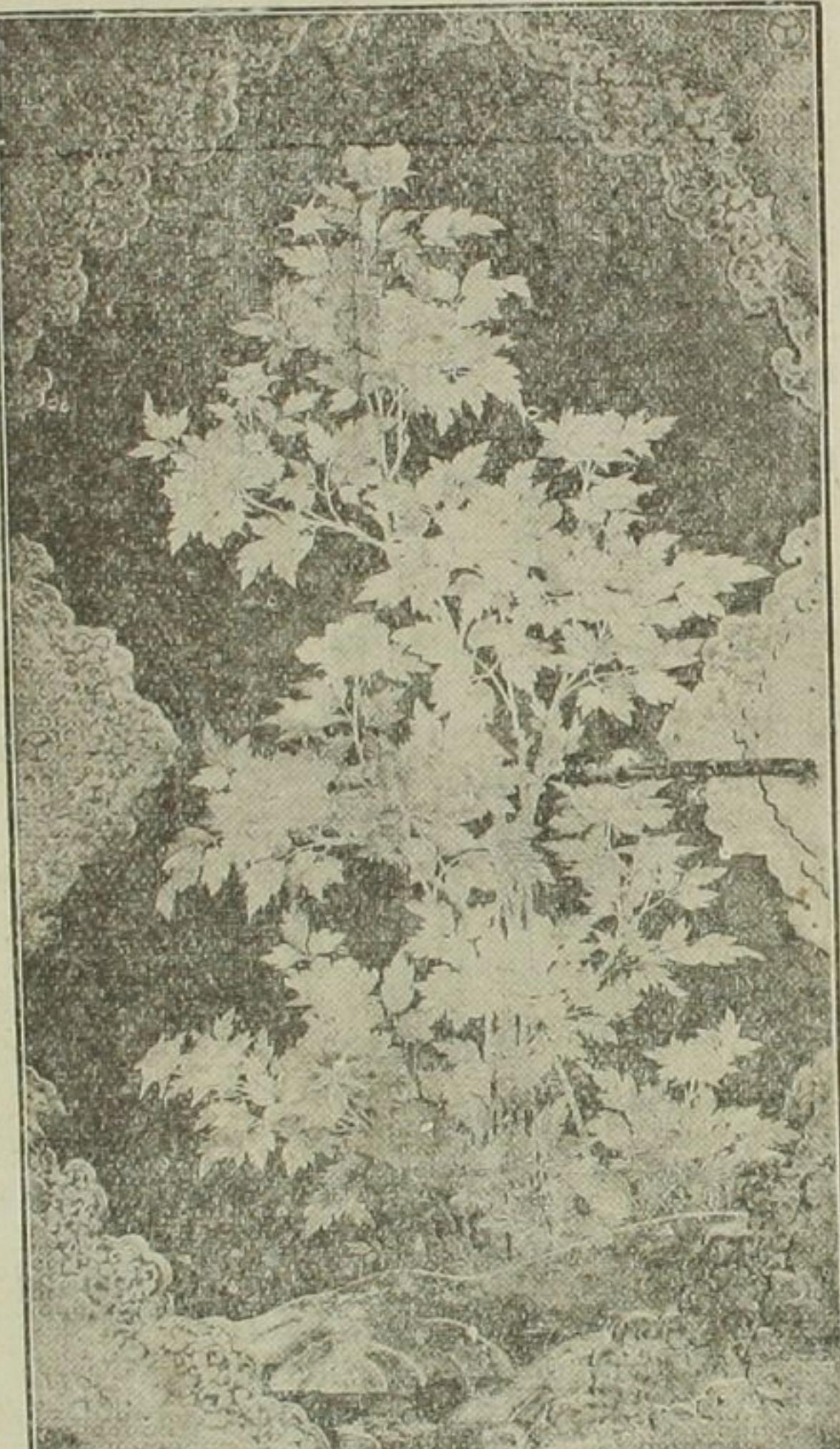
「元祿三年午三月、御造軍、御塗蒔繪等一式勤之、幸阿彌與兵衛長道、古滿久藏安明、奈良八郎左衛門貞利、服部庄太夫永貞」云々の記文が、御本社内々陣御宮殿の土臺の一冊餘、狩野探雪の繪具並に繪書筆功代銀百二貫八百五十九枚ある。寛永にも元祿にも何れも入札で買上げたことが多く、入用御構ひなしなど云ふ次第では決して無かつた。

元祿以後の變化

元祿の造替で、東照宮の建物には、大に變化したことがあるばかりではなく、其

以後にも變つてゐることある。陽明門、唐門其他の今白塗になつてゐるところは、古く

は素木とも木地ともしてあるから、何も塗つては無かつたのである。寛政の頃かに、石灰をうすく塗つたのは耐濕の意味であつたのである。近頃の胡粉を



丹絵牡丹蒔繪

相違である。拜殿の天井の探幽筆の丸龍四枚は彩色無しとあるから、墨繪であつたらしい、今は彩色のものばかりである。陽明門左右の妻方の繪は、もと東の方に岩雀梅の立木、錦花鳥三羽、西の方には大和松、岩雀、巣籠り鶴で、共に狩野祐清の下繪であつたのを、寛政度に松平伊豆守の指圖で、今如く岩に牡丹の浮彫、下繪は狩野伊川のものとなつた。何

の理由でかへたかは審にわからぬ。文化九年の大晦日に大樂院から出火して、御寶藏が焼失して、寛永の建物の繪圖、寶物が焼失し、文化十二年には五重塔が焼失して、程なく再興になつた。其他細い部は修繕の度に變化してゐることがあるらしいが、とても一朝一夕に調査せられる限りではない。

石垣のつくりかたにも一種階級やら意味やらを加へたことがある。其他神官の装束、僧侶の衣體、年貢の取立かた、強飯の作法、警備防火の用意、祭禮の儀式など三百年の間に變化してゐることは一通りではない。例の拜観料と云ふことにも自ら歴史がある。

各所或は器物でも畫像でも時代を一寸見分ける標準になるものは葵の御紋である。三枚の葵の葉が寫生に近く、比較的小くして、間の廣いのは古きものである。葉が紋様風になつて、葉と葉との間が狭く、葉と葉との境目が直線になつてゐるは新しいのである。金具などにこれが混じてゐるのがあるやうに見受けれる、又表葉の三枚のは宗家、二枚表葉で一枚裏葉のあるは尾州家、二葉裏葉で一葉表葉のは紀州家三枚共に裏葉のは水戸家の紋である。蒔繪ものゝ中には之を書きわけてあると思はれるものが存してゐる。

昨年三百年祭に徳川一門十七家寄合つたとき紋の形が相違してゐるに氣づいて互に不審におもつたと云ふやうな記事を新聞で見たが、紋は家の徽章であるから、家がちがへば、紋も違はなくては、其用をなさぬ。同じ葵の紋でも、家毎に相違して各特色があるのを、瓦解と共に忘れられて、今更不審におもつたのであらう。日光にあるだけの葵の紋についても、之を確實に調査するは容易の業ではない。余は常に注意はしてゐるが、まだそれに力を専らにするまでには餘裕がない。何時かは日光にある幾十萬箇の葵の紋について、其變化と時代と家との關係などを明にしてみたいと思つてゐる。當分其時が来るかどうかわからぬ。

昔の武士の階級には、御目見得以下と以上との區別がある。以上のものは主人に面することが出来、以下のものは、據なく主人の前へ出ても顔をむけてはならぬ。後向になつてゐねばならぬ。これは主人の生命を守る爲の一種の防禦の方法から起つたことである。日光の東照宮へ正式に参詣すれば、同じく家康公へ拜謁するも同じ意味になる。夫故、御目見得以上の中のものは参詣をゆるされ、御目見得以下のものは、社殿拜見だけをゆるされてゐたのである。其参詣は、拜見に獻納ものをしてのが、拜觀料の起源である。尤これは寛政以後、日光の疲弊を救助する爲に特別に設けられた便法で、参詣は禁じられてあつたのが原來の規定である。東照宮の六月九月の祭禮の今も賑やかでないのは、参詣を禁じられてゐたときの習慣がなほ残つてゐるらしい。この祭禮が今は如何にも亂れてゐるが、何卒昔の如く嚴重にしたいものである。申にくい事ながら、今のは日光式でなくて將門式マサカケシキである。将門式で祭禮を行ふとは實に慨嘆の極である。祭禮以外にも將門式が用ゐられてゐる。いや、日光ばかりではない。他處にも將門式が流行してゐるとの評判である。相馬流將門式が見たいと思ふ人は何時でも日光へ來るがよい。

日光文書

は無ささうなものであるに、立派な偽文書があつて、憲教類、其他に載せてあり、深く往時は信用せられてゐたものである。例の公武法制や御遺狀百ヶ條など、同じ手になつたものかもしだぬ。日光研究には之を除かねばならぬが、古く流布して信用せられてゐたものであるから、之を除き其關係を捨てるには甚手數を要する。

全體、家康公の御一生の位記 宣旨と云ふもの

辭令書は、日光の奥院の寶庫に傳つてゐるが、古來寫しを他へ出したことがない。大日本史料にも引用してない。昨年三百年祭に、出版した拙著の中に、「宜爲征夷大將軍」。「宜任太政大臣」。「右可從一位」。「東照社、改社號授宮號」の四通だけを載せておいたが、これがこの文書を公にした最初であらう。家康公の傳記は幾百種あるかしらぬが、この位記、宣旨の正しく載せてあるは一もない。今日でも家康公の履歴は明になつてゐないものである。神に祀つたについて、人間であつたときの事は、祕密にしてしまつたものと見える。御實記など幕府で公然選述したものも載せてはない。

この官位の事で、武家と公家との間に衝突の起つたことは珍らしくないが、殊に甚しかつたのは豊臣氏のときで、秀吉公が關白になるときには、攝家から異議を持出して、鎌足公が入鹿を殺した時の鎌がなくては、關白になることはならぬと云ふやうな次第で、大紛議を起したこともある。立法の才

のあつた家康公は之に注意して「公家法度の外に、公家當官の外たるべき事」といふ一ヶ條を定めて、古來位は公家當官の外たるべき事といふ一ヶ條を定めて、古來ある太寶令系統の官位の外に、公家法度系統の官位をつくつたのである。この簡単な一ヶ條で公武の衝突を調和した妙は實に古今稀に見るところの明法律である。同じ太政大臣でも太寶令のと公家法度と二種になつたのである。一人であるべき太政大臣が京都にも江戸にも同時に二人あつたのは其理由である。但し大に資格に相違がある。公家法度で官についたものは、太寶令系統の儀式の席上に列することはならぬ例である。例へば御卽位は太寶令系統の儀式であるから、公家法度の官のものは、其席に列ることはならなかつた。紫宸殿へも清涼殿へも昇られなかつた。家康公や、家光公が參内に小御所を用ひられたのは其故である。明治維新の大業が小御所會議に發するのもあのときには、武家が與つてゐたから、紫宸殿で行ふことを許されなかつたのである。古の節刀を賜はつたときの儀式などとは全く別であつた。家康公の一生には、始のうちは太寶令の官位を受け、途中から公家法度の官位をうけたのであるが、其時代には他の武人もみな同じことである。家光公などは一生みな公家法度の官位ばかりである。この二種の官位の相違は從來かつて審に考へた人を聞かぬが、家康公の傳については夫を捨てゝおくわけには行くまい。家康公の正一位は、人間としての贈位か、神として授けられたのかも一問題である。この位記、宣旨の寫しは日光の外、久能山にはあるが、夫を比較してみる必要もある。日光へ最初納めるときに紛失してゐたのもあつたので、更に新しく補つ

たものもあつたが、夫は何れの位記か宣旨かといふ事も調査せねばならぬ。

御神忌の度に奉納になつた莊嚴用の經文は京都で出来たもので、夫を作つた家は今も残つてゐて、記録も傳へてゐるよしであるが、これを調べる事が出来ぬ事情がある。其記録を見ねば、あの經の事はよくはわからぬ。寛永造営をした甲良の家、其他の技術家の子孫の今に繁昌しゐるものあり、子孫の家になくとも其他に必要な記録の存在してゐるものも聞及んでゐることが出来るものではない。日光の社家の日記、記家を掌つた寺院の日記の夥しい中から要件だけを選択するは、眞に砂の中から黄金をひろふやうである。今は夫も併し止めねばならぬ次第になつた。

輪王寺問題

日光にも久能にも別格官幣社東照宮がある。日光にも宇都宮にも國幣中社二荒山神社がある。日光にも東京にも天台宗輪王寺門跡がある。日光は内部に種々な問題があつて決しかねることがあるばかりでは無い。外部との關係も容易ならぬことである。

こゝに輪王寺問題として挙げたのは、先頃新聞に見えた、東京と日光との本末正閏のことについてではない。萬金丹でもあるまいし東京が本家か、日光が本家か、夫はまづ次のことをあつて、余は今夫に手をつけようとはしない。夫よりもすつと大きい大切な輪王寺問題がある。

やうになつてゐた。輪王寺問題も同じことであらうと思ふ。往年征夷大將軍では譯語に苦しむから、大君と云ふ名稱を外交上に用ゐたが、さて其タイクンなるものが外國人にはわからず、其タイクンの解釋には、通譯も我國の外交官も閉口したと聞いてゐるが、やはり法親王のことも其類であらう。そこで外國人はしきりにタイクンを研究した結果、ひき蛙のやうなものと合點した。ひき蛙は腹の方の色と背の方の色と相違してゐる。外國人に向いてはタイクン、京都方へ向つては征夷大將軍である。徳川家定は腹と背と色がはつてゐてひきがへるぢやと解釋したさうなが、なる程よく觀察したのである。日光にもこのひきがへる式が澤山ある。夫を分類し、解剖して、明にするは面白いやうな手數のかゝることである。これは甚不敬なやうな文言で徳川氏の御方の御氣にさはるかも知れぬが『日光』の如き抹殺論でありませぬから御安心下され然るべきである。

序ながら、有難い征夷大將軍の辭令書をこゝに載せておきませう。

内大臣源朝臣
左中辨藤原朝臣光廣傳
宣權大納言藤原朝臣兼勝宣奉
勅件人宜爲征夷大將軍
宿禰孝亮奉
慶長八年二月十二日中務大輔兼右大史算博士小楳

予規庵保存會寄附芳名錄

一金拾圓也 東京島田 やよ
一金貳圓也 米國金子敬次郎

それは、輪王寺門跡を關東に立て、皇族をすゑておいたについて、東照宮との關係はどうなつてゐたかと云ふことである。

幕末に徳川氏の罪惡を數へた中にまづこのことを擧げられたのである。皇族を招び下して、先祖の墓番にしておいたは甚不都合千萬であると云つて、責めたのである。これは日光だけのことではない。小は徳川家に關し、大は日本歴史上の大問題である。

然るに、一方には幕番にしたのでは無いと云ふ説もある。即ち日光山沿革略記などに其趣が述べてある。
「世人多く輪王寺法親王を以、東照廟の祭司なりと謂ふ。誤解の甚しきなり。抑々輪王寺宮は天台宗の管領職にして、佛教各宗に冠たるの大權を有せられ、佛法を以、王法を補翼し、大に國家を鎮護する勅願の大任を奉體して、御職務の大體となしたまふ。然れども東照廟の法儀等、御所轄内に屬するが故に、法門の大導師として、其法席に臨御あらせられしなり。其證枚舉に違あらず。然るに其實を知らずして大に不敬の言を吐き、爲に却て皇威を瀆す者あり。大罪人と謂つべし。」

これも一説であるが、枚舉に遑ない其證を一つも擧げてないから、破邪の力足らず、顯正の實無く、敵手を屈服せしむるには至らない。

抑々徳川幕府の法としては、例の民に知らしむべからずの意が含つてゐて、了解しかねることがある。併し内部に於てはよく條理は通つてゐて、外部からは窺ひ知ることが出来ぬ。この一紙で天下を取つた話である。さて文言を略解すると、「勅す」(後陽成天皇)件の人(徳川家康)宜しく征夷大將軍たるべし者なり」權大納言藤原朝臣兼勝勅宣を奉はる左中辨藤原朝臣光廣が其勅命を申聞かせる。(傳宣)。慶長八年二月十二日に中務大輔兼右大史算博士小楳宿禰孝亮が其旨を奉まはつて、之を記したと云ふ事で「奉」の字はウケタマハルと讀む。其中で内大臣と征夷大將軍とは公家法度系統の官名其他は太寶令の官であるが、とんと見わけのつけやうがない。光廣は烏丸伯爵の先代。兼勝は廣橋伯爵の先代。孝亮は壬生男爵の先代であつて、後陽成天皇の勅命を兼勝が奉つて、光廣に傳へ、光廣から孝亮に傳へて記したのである。權大納言は今侍従兼内閣書記官とでもいふべきところ、左中辨は内閣書記官、右小史は内閣書記である。中務大輔は今宮内次官、算博士は數學教授である。

この一紙によつてめでたく三百年の太平を開いたのである。世の中にこれほどめでたい書付はない。誠に以てめでたし」と申すべきである。(完)

○作より或ひう御りてすう金のんアミニモリテ
古事記のとくとくを家スシテ有るあめの象山う若年
一月も後テ仲氏易の原跡や其作ニトヨリトモ
微(シ)得シキモ トヨリシマム多リモ何の内(シ)ア
モ争ひてありし。唯紅葉海一方ヨリすと
う今迄ゆきとス人ニテシテナリシテソアモ
川侃(シ)の先般(シ)象山うす紙の御詔(シ)謝形(シ)
モの詩を以(シ)て之の余のキモアリ。御勅(シ)
トヨリ四人少(シ)使(シ)一(シ)ノモ地の詔(シ)幅(シ)に(シ)行
々中モトヨリヤエ(シ)御(シ)象山す紙のゆり
及(シ)テ、左ニ傳(シ)ハ杉城藩(シ)敗政(シ)改革(シ)の事

○ある紙海の書立家とゆえを余す。家
に就き、改革(シ)の口元(シ)次貢と傳(シ)もとをす。アリ
テうとテアリ。此より事(シ)言ぬゆきや先(シ)立
年(シ)はうとく一(シ)か、字(シ)の形(シ)とゆきのち今(シ)
かゆる人(シ)もうみえんハ強(シ)者(シ)也。而(シ)か
うとく老(シ)の家史(シ)の材料(シ)とゆきこと
つキ(シ)。又(シ)きあめめく。者(シ)也。(大正六年
一月三日執筆)文(シ)本(シ)れにて
○鹿児島國守護の片山信(シ)より全(シ)生(シ)敷(シ)獲(シ)
銅印(シ)。又云薩摩(シ)國守(シ)の印(シ)を郵送(シ)。薩摩
於(シ)刻(シ)。先(シ)諭(シ)大意(シ)。持(シ)ある印(シ)と同(シ)じ
事(シ)と聞(シ)。片山為(シ)生(シ)諭(シ)大意(シ)一冊(シ)を寄(シ)て

先に持つてある印を用ひて、薩摩政府としまさうを
集め方角の印を刻してある。今も未だのまゝと聞
二枚印とあるものの方と有るが、その木版に刻しそうよると同
じく多く、大半はあるのをうなづかし、長方形角の形
で、薩摩政府と二字で二行とうしなび書きの
ものと、政府の二字と細ちく羅繩の印、金碧の印
くすりやうするの等のあおり、○四
内の二枚印敗片山の者状、准れ前鹿児島と島
三政府と稱せられゆる美濃のとおり又二枚
光野心友のしよの印と云ふと銅印の刻んである
の後初年よりけ城い士旗や、納印の印刻、ぬを得るもの五馬武左衛門、松平太夫のあ人あり、余の

本物の印と前あらの刻とうまく聯んであるものと見
る。後者の刻はもとと云ふ
先誠大意の鹿鳴館印とあることをすま
う。これよりは印の矢毛をも取つて思
ひ出山の印と宝音と云ふ印をも
流し今と余の筆あつた
の舊跡下谷不思议心笑福立亭に出所部の
社堂をもとめきどもよしゆゆゆと名す
詮次格の前折をも。①夏の日漱石につきも
追々持つてゐるが、其の筆のあ
まり秀才を余と一杯と併せり道徳にあはれて
ゐるが、おもひ終つて、君の文が

サ可測と詮持す、ナニ^廿年抱^{アハラ}生未^{アシタ}と^{アハラ}かのう一
生^{アシタ}を笑^{アハラ}つす、も^{アハラ}は追^{アハラ}わぬやう^{アハラ}、威^{アハラ}と勇^{アハラ}を
金^{アハラ}と^{アハラ}見^{アハラ}る事^{アハラ}無^{アハラ}、身^{アハラ}の制^{アハラ}古^{アハラ}改^{アハラ}、此^{アハラ}の^{アハラ}事^{アハラ}を^{アハラ}妄^{アハラ}
印^{アハラ}、^{アハラ}新^{アハラ}ス^{アハラ}ま^{アハラ}り^{アハラ}くも^{アハラ}くとも^{アハラ}び^{アハラ}く^{アハラ}縫^{アハラ}ま^{アハラ}し^{アハラ}と^{アハラ}笑^{アハラ}へ^{アハラ}
①口^{アハラ}もの俗^{アハラ}情^{アハラ}帰^{アハラ}といふ^{アハラ}と^{アハラ}毒^{アハラ}い性^{アハラ}惡^{アハラ}と^{アハラ}情^{アハラ}と^{アハラ}笑^{アハラ}へ^{アハラ}
志^{アハラ}意^{アハラ}も^{アハラ}六^{アハラ}毛^{アハラ}と^{アハラ}三^{アハラ}手^{アハラ}傷^{アハラ}ひ^{アハラ}よ^{アハラ}西洋^{アハラ}のいふす、
川^{アハラ}う^{アハラ}う^{アハラ}くと^{アハラ}ま^{アハラ}く^{アハラ}吻^{アハラ}合^{アハラ}す、い^{アハラ}う^{アハラ}す^{アハラ}も^{アハラ}坊^{アハラ}を^{アハラ}意^{アハラ}
し^{アハラ}意^{アハラ}と^{アハラ}意^{アハラ}満^{アハラ}し^{アハラ}又^{アハラ}慾^{アハラ}と^{アハラ}意^{アハラ}味^{アハラ}す、四^{アハラ}十^{アハラ}五^{アハラ}
○世界^{アハラ}の戰^{アハラ}色^{アハラ}と^{アハラ}硝^{アハラ}石^{アハラ}と^{アハラ}綿^{アハラ}の戰^{アハラ}色^{アハラ}と^{アハラ}も^{アハラ}あ^{アハラ}と^{アハラ}得^{アハラ}、
綿^{アハラ}無^{アハラ}い^{アハラ}ハ^{アハラ}爆^{アハラ}藥^{アハラ}と^{アハラ}火^{アハラ}薬^{アハラ}と^{アハラ}硝^{アハラ}石^{アハラ}を^{アハラ}貰^{アハラ}、
けは個^{アハラ}硝^{アハラ}と^{アハラ}火^{アハラ}薬^{アハラ}と^{アハラ}綿^{アハラ}と^{アハラ}米^{アハラ}の智^{アハラ}
利^{アハラ}と^{アハラ}綿^{アハラ}と^{アハラ}英^{アハラ}銃^{アハラ}印^{アハラ}も^{アハラ}き^{アハラ}す^{アハラ}被^{アハラ}羞^{アハラ}し

科学^{アハラ}の力^{アハラ}に^{アハラ}より^{アハラ}硝^{アハラ}石^{アハラ}と^{アハラ}綿^{アハラ}と^{アハラ}代^{アハラ}化^{アハラ}さ^{アハラ}べ^{アハラ}モ^{アハラ}のと^{アハラ}
作り出^{アハラ}さ^{アハラ}り^{アハラ}よ^{アハラ}代^{アハラ}小^{アハラ}英^{アハラ}米^{アハラ}と^{アハラ}敵^{アハラ}と^{アハラ}て^{アハラ}大^{アハラ}戰^{アハラ}
と起^{アハラ}一^{アハラ}得^{アハラ}す^{アハラ}道^{アハラ}理^{アハラ}と^{アハラ}獨^{アハラ}々^{アハラ}流^{アハラ}石^{アハラ}科^{アハラ}学^{アハラ}の力^{アハラ}、
うち硝^{アハラ}石^{アハラ}代^{アハラ}用^{アハラ}と^{アハラ}エ^{アハラ}ル^{アハラ}して^{アハラ}も^{アハラ}と^{アハラ}え^{アハラ}
○小^{アハラ}文^{アハラ}七^{アハラ}治^{アハラ}世^{アハラ}統^{アハラ}と^{アハラ}考^{アハラ}集^{アハラ}一^{アハラ}多^{アハラ}く^{アハラ}花^{アハラ}し^{アハラ}キ^{アハラ}
ス^{アハラ}芝^{アハラ}居^{アハラ}間^{アハラ}す^{アハラ}よ^{アハラ}二^{アハラ}萬^{アハラ}枚^{アハラ}ゆ^{アハラ}く^{アハラ}あ^{アハラ}こ^{アハラ}と^{アハラ}附^{アハラ}
寄^{アハラ}る^{アハラ}總^{アハラ}考^{アハラ}計^{アハラ}を^{アハラ}終^{アハラ}本^{アハラ}西^{アハラ}本^{アハラ}の^{アハラ}火^{アハラ}化^{アハラ}文^{アハラ}
政^{アハラ}以^{アハラ}上^{アハラ}し^{アハラ}め^{アハラ}ら^{アハラ}こ^{アハラ}も^{アハラ}の^{アハラ}あ^{アハラ}え^{アハラ}と^{アハラ}あ^{アハラ}い^{アハラ}き^{アハラ}
よ^{アハラ}う^{アハラ}舊^{アハラ}頃^{アハラ}一^{アハラ}振^{アハラ}そ^{アハラ}却^{アハラ}の^{アハラ}ゆ^{アハラ}と^{アハラ}ほ^{アハラ}ゆ^{アハラ}の^{アハラ}進^{アハラ}
側^{アハラ}う^{アハラ}れ^{アハラ}ゆ^{アハラ}き^{アハラ}今^{アハラ}よ^{アハラ}圓^{アハラ}ま^{アハラ}早^{アハラ}病^{アハラ}の^{アハラ}之^{アハラ}の^{アハラ}
え^{アハラ}え^{アハラ}と^{アハラ}將^{アハラ}の^{アハラ}こと^{アハラ}は^{アハラ}う^{アハラ}や^{アハラ}と^{アハラ}う^{アハラ}試^{アハラ}す^{アハラ}
其^{アハラ}雪^{アハラ}と^{アハラ}聞^{アハラ}ふ^{アハラ}五千^{アハラ}日^{アハラ}と^{アハラ}よ^{アハラ}日^{アハラ}通^{アハラ}里^{アハラ}の^{アハラ}約^{アハラ}

のうちに持つておられたの料金を以て得
てお手に取れど少への手よゆでてひまつもす也
がんへ早朝の立候を之れを納むるを得、ハ自更か不
都のせうて御候あくとありて差へ寄附とこ
ねと今づくべく早朝の立候を免しつゝものと
も今すましやまは傍よドラーテルクミエゼアム
と作ふを退けり、日もと核もつまよ個人も合ひ
さす地のセセアムを早朝の立候に至りては
多く功績、活けんと一特ももとすまも務
候多めやと主の立候又文料の立候余
の爲め役金もひととおり紀念海毛と化す。そ
どえも立候う自分をえらみの立候やとす金

得する所ありて而して改て成事あるべからず是を湯足
としらること敢て難きよあらずも

○山崎先次より往來すの博士といひゆゑにて
がせり第しやうりの代とばゆるはのち生む
あをえう猿樂町に一へ世帯とおつれに其の家
庭に預けたりゆゑの孫、通るきもんことある時
年の末山崎と之方相するあをえうの者
しやうじゆうに通す御子のノート、アツク。
冊と総念の後も承母に傳承されしより卷首
「何、一言歌」のんまと歌もひ、ある處ハ三
十数年前にすりあそびあそびうどんるノート、アツク
を握つたる一函、記憶す無いひ、歌くよ山崎

が凡てあらわしもえせまつてて居て白縮
緬々恭々々包まれたよりとあくよ解くと
田相新浦の相あうあくべん其の蓋をみ
くと羊皮の陥入せし玉さえ以てまづけられ
津どいの麻あるノート、アツクがあくべんれ
あ是と手よ執つやうとめせしと一ハセセ
ノ手縫、うちもふくらんである、うすくちふ
の青局金もあうとゆのとあることの御
あけえと申せしとゆふねじらひもすのすれ
印緋うる筆すこもれであるやうハリアス
のミカドス、エレベイヤの板斧をもひます

之處は洋室を方面へと樂るが
ちつて一向に興味のものはない。個室のもの、うなぎ
山崎のキヌホシをもつて寄り草木と見つける
全くこれんば精華の時代をもじる歎の
よどえふ。おき進む高麗の印釋の時代と後漢
のよもや背に汗と流れし恥り日一つ個室
のよもや賜りける日本と悔くともせし今すれ
てあるともううきく、山崎のお角の酒と稱す
こくゆく、十数行の文を帙もこもと並べ
そとそえひがあるに於くもあきく。うきく有
逸と軽いのゆゑにめぐらのむ、えんとるよと
其の株のものと對する文書の稿と云ふ

之、えまむと幼いより保育されしこととのえま
うまこと山崎の謹厚すること北の印釋るる
一ト、づつりとお心うし以後三十年とほし、
すむとも高祿まとく何のためまことわざく
あひ日月をえうどことうむ。北の
北又、おし山崎もしもえの禮教を寄せ
りうとく其の大要を詠んで中々見る
もし三十年何事か考へてみると
自身ハ若ものあつてあるか。我の身
と云ひては似うとすくと自力にうつ
て、和、故、滿、服、齊、也。そのもとを例の
謹厚の性格を養成するも據りあり

重ひ被ふる恩を感す。落紙の頃より思ひぬ事無
松山崎博士と流れ、政厚の人也。

○早稲田文部の新年祝い五十花火が有難きを醫
と號し 堀本一甫と云ふ。昭和十三年に歿し。清川
醫のこととぞ多の事なる。娘女とよス子もひおもてう
いへぬいもうにそひて、鶴舞の樹毒を以て之に禮
向むち善上つゝものあり。おみれう無く小妻
一の桜柄を詠歌えさせてからうといやあそわの病患
報りよとふ。おひそりうくの事あると指し。お
うかの事と云ふにものと心の多くあると大勢の連名
の真の心中に個性の流しをもつて笑ハセども
と、まことの勧つて居る。

○舊暦おしつまうす物に苦々一キ一粒多く、うなづけ
えく大隈信吉大人の仰像と外見を寄附を乞うたえ
と建設をと礎石を括へつてあうじのとお孫の故復草
軍縮の大手と改称後五年に高橋出為(二十代
ゆくとおり)元々あーと異端と袂をとみ、子孫のあら
高に就て一應詔めとすくもとく又の意の志を
と有すひもとく実山同門で次第をうるの決議を
と提出して、その結果を候夫への仰像を建設とせとす
ときある。信夫人おと候音家と侮辱する。此の決
議を黙つこすと能くす行都の飯と酒くらぶお
金の案の前半を承り現在の長さは決議を全却

と一言多事。魏諸侯、方家と名ふ御の間條改進の
歴史明瞭の地とも言ふ所である。寧夷草を説き
論じ其の決議を解かしもとまゝ統局本
の事は、必ず一回、即ち前文書より翌朝の諭示と
あらがきり。又衣服をす終ニ生を取峻
と令るるに公行催す。運び又迎まると以
て是れ遠設を中止すること無考。又其
地主と先づ大限後をゆえ其皆の不耕者也
為す事のこゝノ別に以て陳謝し且つ曰ひ
維持負担をうなづき、中止の巴もを得ざりしも
姑と取つて、而至法の擲出と収めう。惟
支度於禁制の被除坐してしか設食い化りた
すと云ふ向を統ひ

すとぞ進行する事一時中止する事と已じもとむ
すとぞ之を続ひ

日を人根代もし紫あすまきと國すゝもの
ちかくの侯のえへの像もしうゆのやをこや
てまじゆうの侯奇家に所被すまつてりうさ
とめうじのさうじ心地毛刃を正さざるも奉
ち成均論もいふわく私的不干干れりかへり
淡解セキ傷つさむと完めどとス抗法滅
とまともあらんどう、實を多くばそじみ燒の
すまう彼れうれき性格の侯支人ヒシヒニ海
厚を尊ぶまこと侯支人ヒシヒニ内室奉
の戰栗すまう黒歎侯支人ヒシヒニ内室奉
く苦悶一侯が為ま國の本耶リ一めぐ
れつてあること蔽ふのうすすれ枝を北

日此の像のす後とま行すまう事もあら
侯支人ヒシヒニス子も之んと許すまつて
多後半す御へぬし侯奇家の態も或も
變化あらむ又ひまつて、初めもじきあ抜
ミ松を發成せらし侯奇家初後のまう終
ニ延えしこゝろひだらうすりく馬鹿
一きくす也モ亮山のりもまうも相傳也
後も目論まん被主と聞く、かく約
もこゝもすらすらもあらうも相傳もりり人
側も松も侯支人の相傳の佔も困り志
まうもす豫に弱う至りくもじくもじくも
うも哉うも頃うも頃うも頃うも頃うも

の直角（すなおく）とまう三りとだらさだもまた西風（にしふう）列（れつ）、寒
氣（き）のえうさん意（おもて）のつまもとまよもとおよし
凡庸（ぼんのう）一而（いつ）金へすまうとえ哉（哉）御（ご）引（ひ）取（と）るも
どもあくさんハあゝ羽（は）の後（ご）ほめのり毛（け）をせあ
甚（じん）いゆを例（たと）——十二月（じゅつがつ）何波（なみ）と活活（ははは）と交（か）へ
多（おお）御（ご）とまうとえふ政体（せいたい）、萬（まん）親（おやしん）一むこ
なり直角（じゆく）すまう何寄（なまよ）し直六（まっく）う、キテ終（おひそ）九月（くがつ）
直進（まっしん）と幼（わらわ）の間（あいだ）のくわばれか烈火（れつか）のひる睡代（すいたい）
湯（ゆ）をくしやまうとれ（とれ）と、ととニカ（カ）、
さとう仰（あお）しはまの自家（じか）のすこに漢（かん）すえのことと健
れのことと胸（むね）えと是元（ぜもん）のうと可（い）いざ説（せつ）
ニ聲（こゑ）とあうこゑをききをれまにせとよすも

退（しりぞ）き朝（あさ）睡代（すいたい）をまのりもと飯吃（はんく）且（よし）高（たか）の枕板（しらんばん）
先づ人（ひと）の余（よ）をと共（とも）暮（ぐれ）代（だい）とえとよりん（よりん）が
宣（あらわ）とわく得（とく）る時（とき）代（だい）ううとえ先づ此（こゝ）の瑞福（ずいふく）
とつある

(大正六年一月五日記)

公の文書の高（たか）と多く模倣（もはん）をうとす恩惠（おんこひ）の仕合（しあわせ）
うち世間（せいかん）大詫（だいがく）の事（こと）も獨（ひとり）々（ひとり）重（おも）々（おも）も
流石（りょうせき）、從（つづ）る中（なか）と本筋（ほんすい）も輕（軽）いの多極（たけき）
日上（ひのぼり）、文書の裏（うしろ）の箇（か）係（き）上（のぼる）いとくもとあらじ
穴（あな）もこりもと鞠（くまつ）す能（のう）すすきと行（ゆき）を御（ご）
仰（あお）くとえと鴻（こう）き車（くるま）しきとせ並（なが）り
叫（さけ）き出（で）しゆる金（かな）と程（ほど）やんに閉（し）れしに
初（はじ）き日本（にほん）のまよとおととあくとあくと地（じ）ちよ御完（ごわん）し

うすくおもふて来れ、サア幼松のまゝと自分自身を自らの手で切り落す。味は、珍味であるから、模倣大喰いがある。西洋の洋服を扱う事ぬとも、向ふ氣のもの、日本の洋服を扱う事ぬとも、自分とちがつてある。洋服の影響ゆきむ一般又世界の風潮と感化してか、時々室を自分の得意の代である。

意象昂昂然り、おもむく餘るよひ於茅すや、
もきつけの手帳もあり出でて口く自分の年
来主義へこころることを初めことしきつけられ
う凡そハ個体である、こゝう主義でもあり、產
在線ひるすと云ふ、見えと大略石のみりある

- 1 行ふ前に先づ論トニ立場を定む
- 2 作さんばめり他のある方さることと原
- 3 他を嘗め難也(内外人何れもめぬあと矣)
- 4 流行の公平を傍観者と批判焉と仕合す(追隨あこと)
- 5 ゆくも一事と七年を経て
- 6 先づ他の美不と荀もして他山のれとす
- 7 かくも今へどももとの後家を継ぎ
- 8 他人を自己の便宜の爲もて使つて(他山のれとす奪ひす)
- 9 進の文書上の歴史と之れと相まつて

不思議な事に之をみかづく欺うたるのひどい、實力ある
外語としもあらずてありの如き紙扇とおつてこそ不のま
掌をアテハシレハナミ地のハケ條ニキウチリ前ま
よ感ひゆく。直まよ各條よりつまじ重々く自らの行
歴を説き多う二三の葉記すの如ヒと解け得
一二と有りす。

い：初之を也ましやまこもんとおつかひの令とあ
のすや波とあまくぬるう前：ナ波真體カハシノタケとあらし御
をもち前に考わ割倫カツルンとあらして割カツを毛
玉前：卑ヒ劇カツ倫ルンとあらしおことときトキの活ハタツを
御ミサ（3）ミサと通スルとゆづれの生スル行ム家ヤマと
あすせのすり波ハタツと糸スルあ自ジ主ミを沙シ翁ウのアト

猶休言ひ男うへ他人の義もとを看ひハシラム仕事
を以つてこそ能くすとお傳へてゆれす(7)後直の
心を開印をすむがゆゑの位のち年老の心もむやも
す一色う後じを仰とす(8)うきり(4)年のこと
身分せのすま手此時する事を以他人に見るの便
宣の意もと併りすとまふかきくよまきくよまく
直通り人のあるみえうとこの心を蔽ひて事を行
ひちと薦すこと形ひ跡ひくとくとくとくとくとく
の點に於て餘つて漏れぬとくとくとくとくとく
直通り又餘もあくまく業トと頗つて元氣とと思
ふ腹筆中のもの十三ヶ余を洩らして聞く充ち

- (1) まとえすあひ行きづまいかくより若一もす
すもあまが身立き考へし行従すまの積み
とてゐ所のもの左の(2)
- (2) (1) 家の事業へ就中脚本の新作
- (3) 沙翁評(改)十論を詠へたる(其の右の)
の十論と詠するの裏裏(4)
- (4) 舊劇家(あう)とまよめとちくつ
ちうこあらぬ(即)初年ともどり
新劇経歴とさす折(即)とづき
ツラヌちいさんとゆきちんと案
一ノあと年

一種の自叙傳は、さういふに於て武田邦吉
高木元吉時のものももあらず、其
の後後りに現れるものも

(5) 自身と演劇華行書畫集(文藝部編解
教のまほら)を自叙傳の一
(6) 五つ廿七画論 ドラマティックミセアム
と題して、とあるときある所の此
の論の抄本にて一見きる。

(7) 演劇論

(8) やあ祖父母へおじいさんの眼うそと
(9) の以前までの文庫(昭和十数年前を覗く
社全盛時代近)

(10) 小説(自叙傳体ニシテ草亭との關係)
倫理教育論(中学校時代の研究)
藝術論(自家の藝術觀)

(11) 見合と信念

此の著者もまた演劇の多くも遺失の範を
を以て、へきも演劇關係のもの多くん而しての演劇
關係の多くゆえ見合とされると思ひ(三)六(19
年)とある。演劇の多くも遺失するが、(10)
の以後多く、うそと嘘を造り出しながら、著者た
ともであるが、そのやニシテ草亭と書くは深き文
りあくしに思ふが、うそと嘘の多くある
いくべきことであるが、ニシテ草亭とも

道進のまほろの生ぬをめ幼しゆの鳥居を
どう四迷と案内すと云ふことなり是に次山のうへ
拘る玉緋を勧ひまへ四迷とす。いまと云
遣旅に跡をもどすと冷酸をうるひの役すす
道進う淡泊と四迷を揚ひると雪泥の差す
きゆのゆゆくも高き所也。こゝす。

次余道進の文章と併せ差すとある
其のとおり改進の文意す。何處註めと
筆すてや馬首人云のことか文意をえり才
と示すと云ふは人の念ねし得す所、又よき
筆すれ故と云ふことと

あは(思)黒字を馬骨へ言ひてえ事と余り浮き
とく所見とおもふと就て筋肉脈としすやる所見
えもうと多のみる事うと相合ひとすらあ
身合を刻井と傳ひま筋肉脉の文豪を棄て
漸く真剣の城に入り、其の在を(思)う
近習の文豪と改して一徹うめ共剣の城
と曰起て文豪に通じぬの味とせよ。もの
ハ一直もうとおも自方をいまと見えよませわし

まよひ思ひて改進に得たうしと我ら筋肉脉の通哉文
章もしうる事うへきて改め今は真剣の傍
合とせよ。あは不斬の研究推進を助けうる

手

追の世後れやうと此の歎
余は追と聞かんと、歌劇を思ひ立とうと動機をめ
何より又本保との生ぬと育ての里
家と脚本を乍らとせよ。容んじんと生むの名
歌劇と移つて耳。牧の方や相一翁や綱
益月や皆の國萬古にをもと見るといふと
アーヴィングのうんともある種々の而障るも
終に顧みえず、えもと極めてありて防害運動
力も修復と保守の場忌もあり、只既往更
たとく新色を探索しむる事のものと改め
経産と与論するがえり自分の心を差し入
りゆく極く終ニ跡に上まさんじみーがのう

七夕御座自合の脚をと駄車とてやひ歌劇
ニ福ることをうつて歌劇とよよものと御膳自合
のがうに無いものあるものが七夕酒の筆のあると幸
ひとも試みること多く、うれりあらへ印を下俗
曲教とあはれに想ひ相手のくきの、三味屋玉子す陳
觸れし見るなり安あひきいとまんとあはせ色
子せじとまぬ跡をあへ十指耳其辛一ノづ
えを外す壊れにうちか家ゆゑを破れ
息子のとれんに全死み泡ヌ物レヒと説く
也是語終うて更に四葉亭4前金を既
て人へ渡つてを聞揚こやくことあるとぞを外で
ハきほめちまくと若者一ひとう無いと薦術

も本ものにて行ふとよんとうのうつまよせりあ
て自分みづきを捨てまうとえまとあと其者とまふ
ものとすとあくぬ而して真に若者しげのとせう
くニ七夕のとすとあるお角合を文藝婦令より
藝能ヲ歌劇やその場の根柢より身みのほどに
多泡とゆくとく門の門の門打う譜類を合てす
りうぐのあうう續かして初のとらふく若者と
成りとう之れとす章う自合を放翁報格する動
核とす自分とお漁と真剣の誠心とせん放び
すとまよ

○道是古也うも 納刷傳補さん江黙河通侍と席し
五歳の浪漫劇のよどと論じて、前と掲げてお
此種藝術論の本意あらうともあるわねる
某初めは較て唐唐のよき娛樂を純正の目的より
覺えども我四の平民劇は三世紀と至る天下泰平
の恩澤に浴して勝手あらむ身をもと遂げりて
七似す。其嫋熟の腕筋によるが故に能く往々の
本素性を障脱する能へざりき、簡樸うらうる為
ス詰疏ち。其初幼の浪漫劇は其生れこつゑ

舞脚と云ふは高底をきりぬる巧緻と云う自先の変化と云ふと脚色の技巧に力め因果の聯絡とも性格の論理とも無視し見るべ制へ逐々變換すややかと喜んでするモ一種の錦眼鏡と化してうりぬ。やうなハ前後三四年の我演劇の隆運也其最古の純粹舞え縁事の文才性を徳したる沙汰人を生ひ、からり一の真跡とも言をせざり、淨瑠璃の世よりけんせの如一千を以て算かゆく、甚艶のありと場セーツのもまじもを教すれど女や不才の優伶のものあつて制限すあるべき作と云ふ修業を書く純宣悉の意あつて、此・威・衝動の妙技の、生の観客にわとづくもの、豈きと云々と総合をさうといふ

ば必ず可らず、はの狂言假面より、ついとつと観客の感覚と想像とを駆かさんとのよせても舞ひ又附の狂言と統ひ、助立脚色の巧慧をあへり、剣扇ハ其父の權利とし歌舞蒲囃を其言も得言もとやま年をもとがたりことをことをえ福喜保の振皿紗う於をすら観て行ひんがし所すんハ其極處を以て至りて、の論のより、黙河馬の姓もまた因に、紫雲の一鳥にことをまぬかずさうき

○三百年前徳川氏の太平興奮と日本の大亂と全く略然淋漓の状態と關心などと云ふとおこし形容もよく云ふが、まじめの看板

ハ故郷の浦高と形容する言葉を主に用ひてあ校書
と云ふ事多し。されば駄洒落の行の如く
一とと云ふ端終は駄洒落と云ふ人を笑ひて
狂句を以て永秋の羽といへ滑稽の元本と云
て置體の仕本をさす。まことに歌麿人と号す
多く出来ゆることとある。年氣は可
れを以て之もの極粹の物ひあらう。又説
り云ふ所云々ハ元角翁と被すりあらる
き時代の傳手をまじりと謂ふ。已もと得
て之を以て之をもつて之と並んで之と
すりあらるゝと云ふ洒落。併せて之を以て之
すりあらるゝと云ふ洒落。

の爲めに、大勢の
藝術の技術を、
之を勿論、發揮せよ。

○傳子勅
御酒使と後年より行ゆる所の江
戸のあざうげか、ちくわ書えりあら、せうをのまへ
てうち里

元は勅使のちくわ、文もろ殿の江戸へ移更、寛
永階級がんと今やかうる儀容とれ包まん江戸
がまねを生なりてありて自ゆゑぬれづきす
禁きえりてゐる江戸より單油す町人生流
を彩るものと、まよを術とせそともあつて、江戸よ
りとまくらをうあつてうみへ江戸より

に並んで、ひるまくか典雅な旋律、一撃
地を振り、足利の荒政も紅葉が、我江戸時代
の平田、室町の官能のよき其の如く、多くは
いわゆる歌合を始めたのであるとの
ひある

世のやうに圓す中やうと絶のまことを蒙る御名の佐井
毛と後毛とが皆は江戸ノ人と魅してゐどかとゆふえ
説てゐる、竟て是れが化えの事大体は、うげて強
きも、うも、わうと、江戸の風と、狂言の歌、役者の
呑食の出来事とあつて強んとさううへし、其その内幕
役者の内情、流しまひ毛下じるゝ事と、ハ称ます
かつて、まう拂は叶へ、あらぬあまく一て、上の千代の

の大學のうち六十餘年の大半を、旅をして、あはれの如きの
かゝるるものゝまもの流行と、便かしにひらひらと、寝起きをす
立派物の長短ロコの上春とせらるる脚筋サヤが、生ててあ
こりん後より西斎と拂くのよどりんあひあくろが、後高
の技術と種々扇タケとよもじ宣アマシ比定をねれりてゐう
て、上つ方におねをゆと傳つてせうたりの事は御くまとす
せりや、ひきま、茶考ねあゆりて、ひきまひあくとす
後高の錦絣タテハと、うんく生まざ草渡シダカスの桺絣シダハ後高
の似初絣シハハと、款シハハと人氣ヒトヒと集め以て、西本仕立の販賣
や出来ハタツと、多もさ一見えきいやうる、世人トニキと詠歌
記う語ハタツと取行ハタツておひ、えつれをせらり
小あいわする後高と芝居ハタツとを海シマへ、まも支

配力と申す事とし、お腹と言ひまつて用事と言ひまつて
てお行の運び運びうつてゆき、高麗を爲宗主と謂ひ
路乃柳、才ややか故うつて算へ主を以て海船等
あつまつて並前のれ差とれりとて通と傳る江戸
之見後方と裏見よりあらうと世の世の
一の進ふるきの事の産近處も、裏見後方
の奥移う移うをいゆむてあくちうに、

江戸時代の近畿の氣味をハ夷人七角人の也に
よるが爲めにこそ、黙阿彌すあくじや代えを宣
くハ夷人の近飲をあらうつてとあるが、此の像
の幕あらそんうことのアラウツテモの代の人
でうの、あくすのあくの揚名すとよもよがあ

く
きのとよとよてえりと黒くろとよのをうひある。四

、元暦八夷人ともまゆのえうる瀬亨、寛丈の若
ひある。寛丈は三馬、一丸の後を受けて人情本滑
軀本の心事ひあらひ、タゞすりうるのにはと
思ふ也と、その秋の暮えくまううへの数々者
御一ひと共々もとかくは允つて、ましに、寛大古
八夷への手二の角の序こ述へてゐる、えりえりする所
ううひあるぬと申す事とあるが、おうじんには
をまからうとしてあるが、天正三年に始まつて天保
五年に終り、四遍追加の巻まむ者のて寛丈が弘化え
年、役一ノ引あらう、默阿彌が五年の時

九年もひまくに生れてゐるが、年老いて
へては、歎かず、うその、夫人のみをあつて、其の後
ちゑと湯屋をしのびて、縫ふと要らぬ、夫人
は嘗て其の家の流行と育て、文化文政期と代わる
か人生の一面の風景を地主の或は、学者と構へ
作りあつて、五六十名の樂手、舞妓、もも
氣りよせぬ、最も可貴な所と考へえ得るゝ一切の
もの、あるのみ、さうけ故に、近寄りしたんとま
す到つて、あるのを餘るま入一方とし、なんへ鳴動
極まる、行きあつても、今も人作
ひき、

次第にうえ不思の泡酒狂言は浮世を駆け此方次

つこのやはる奴等と並んでやうとうとひよ、えんじ乾ます
扇思ひつまことするのひある。

善哉めなが印があさも學書あらわし、其行ひ、
量をひくと、猶半うことう出来ひ約う一役、お
花の内よし敵討の坂向と據く、陽田の押出と
狂乱と渙し、あそり又法を狂言の役目とやう思
く失敗するひある。せり間りすの坂向か、渙あひ
押出と並んであらわしある、せんあす身宿
ワニ漢玉ゆい行くとか、あのね亂は付着ひ行くと
条三の珍毛がどうとかことよみあひもある

○え縁代の序刷の馬鹿くべき一例ナシ有

ハ詩、身えと報報や義おぢやのうの豪
傑連と船に載らるるを圖十郎、う片手ひ
う船をね上げてあらわし生る、うとをす家の
おこちさんの出でを、あらさま、うるふ馬鹿氣
ぐふと覗て大へう恥うへくから打興じほの
である、う時右あまへ圓すゆく窓ひづく人形を
船に積むとあひ難いよしよ、片手ひ左上に
出るときあり、馬鹿よしとぞもよもうと
詰りども國すゆを冷ひとてあずして立
上けひとを其の人おや船うやすくとお上うる
道のよもじる、うきよもじるありうとを肯
んせやう」と云

〇一月六日 刑事の腰を下す刀を拂ひ去る。其の後
の腰を解き解く。身に心地の良さを覺えず、腰も
その運動を喜び、いつの間にか、過ぎて一日自
家の事例や、みすの腰のものややややとほん
くもうか。——神木は腰を拂ふと改めけり。
又の腰を乞ふ母方の腰があると云ふ事
ある。此の母方の腰を乞ふ時、うつむく者
多く、腰家うろしがりうらう家を有む意と
えど、腰し其の未亡人を一人の女子と仰ゆて
内家の過去世の祖父の娘は未亡人耳。祖父の
後妻は其の連れ子であるうるの父の死ぬ
一時嫁入する。——うえや家とおとせり

の腰をもよるへ、花をもよるへ、
うるの母方の腰をもよるへ、腰をもよるへ、
又と士郎業凡とぞ、此の腰
スを浴ゆるうしやもえゆるがよるえすの
影即ちもあゆの例へとあつて、また
おぼのえの上の五條の男あすあすの女系
のあすとえと漢づる男あすあすの女系
にまゐる。又引他もよねまじりてこんらもあつて
まおもく、通じのものもえ行多と父よりくに
て武井の入るしゆある。中えをあゆよ
りもえのゆるしもよとくらふれんの武井

約かに元に津路を以てしゆる。川瀬と並
且つや既に鳥に乗して心うわびる書はる
も車の御事と御事の事かのことすらも
の多くある。跡をあたると確似する所あり
而してなんせ至りすうじよことと云ふ也

○通うと往く道ゆき出ゆる。出雲の道一り出
西邊と出雲の道の通つて山へ北の道
えさんとうひのいとくとえ、余々従年
おゆきちく跡をもて整せり。又家家の鑑
とねり持む計どことうある。偏し出雲
の氣のことをした取人ひすむからみのもの

に背中合はせんと三つとも、戒名の姓も、其を
約字十改めのああ翁と上つて居、勿論亦わざ
りかねえの御前、うつまのんじ、出雲のやら
まくさんあきづ、さひ、或は出雲の一門のむけ
池のやのと名乗る豪家の大業をもたらすが、
と思ふに、うなづゆる成るの数の多いと、墓
が寶篋印塔の主流る(キ)のとひ、左折と思
つてのひちづれ。

三代祖を御父とぞ初め出雲一族一家の
よりいすすりおひーに、作る出雲の戒名が元
の院峯松立顯尼(レモニ)もすもす其父の初代
牛田近江、二代三代の牛田(ウチ)には

牛田新田(ウチノシタ)、牛田外記、牛田又五郎の一族、高
木春旗の孫を伊豆お慶(イシノヨシ)と云ひ附記
されたり

此のことを輪(ハ)出雲の歿年(ハ)寛政六年十月
四日とちうて今(ハ)から(ハ)の年(ハ)十月二十
一の歿とが一の差(ハ)ある、乞こひ住牌(ハ)何
とある(ハ)あ(ハ)と御(ハ)心(ハ)事(ハ)、起(ハ)
た千本(ハ)ある住牌(ハ)も、も出雲の住牌
を採(ハ)セ(ハ)が、刻(ハ)え(ハ)まく(ハ)出(ハ)得(ハ)
其の住牌古(ハ)のとおり降(ハ)まし主(ハ)流(ハ)る
であつて(ハ)ある(ハ)ある、と云(ハ)記(ハ)せん(ハ)歿年
と云(ハ)輪(ハ)月(ハ)である(ハ)、えと正(ハ)

あるべきであろう

廿四年あるは前院の生誕を記念して本門と復
巣塔や經牌や戒名に院號のあらゆる御名
を觀られた。寶刀・書翰・出雲の後を主けられ
山江の角家の庖内は四季の候の里あわせと
梅・市内・の縁神・書翰・を御御印と御官大
夜叉と聞にこと、御上の御内と御羅
間の手と桶えにこよりすまつまつ
でもある鏡えりこと、推奨めり、
えす出雲の父の山江と山内からくりしと見
ゆて天鏡の余を物づり大波呑坂地にか
くうせそを創立したのも當初の人の氣を一

身に集めたる運営である。巨商と呼べども
ちもう、出雲の父の社と離れて別々本庄の社
とすて淨瑠璃人形などを貯蓄して、作而と
てうちも其行えり。亨才と字ひ出雲と呼本を
ゆつとも大の面と稱せ得にすりも亦に障ざず興
い、其の寶墨碑の流傳と歴史を留め置く無き
みあらず。この又至多入・桶吸口也。

の通途既次前記とはその鉢の内一つ脱し
て之を補ふを主と、自今之擧拂を蓄積するを
義理とも教をぬ流義(う)とて移々例をえり
出で、語る所多くあるを思ふ。もと出

未だ此身のことより、へば久々あらう 摂行博と立ま
何事の形こあらひて東の白丸へかと仰疏するを
常とす、之れを思耐するより言えぐるものありあ
ず、あはれとく自今を以ては家に就いてと已しと
得ての場合とあくまへ冬くわく言えと摂行博と漏
えと種事術 一時の快と漏るは無事と若も藝術
術の蓄積を全く見る教するの機もある也と

の直近の者也：施術体のためす後も家の門となり
あはれ様弱い書一枚用ひ記とすと西跡のへん

固乃の後と云ふ、高崎三味玉翁の跡をつゝ、三味翁
焼に在り自家の不居の所と號刻し法計の資にえ
んも其一も櫻痴の刻泣に實き揚貴翁と有る
て仰慕す。此中を世に謀むるこゑある三十二行
を寫り下すも支那の杜駒也考もとし思ひ
つきどもと考えし又、由良ちの漏泄を早しと見んと
ハシメの教化す、元・角初を元々考う
〇此是日本之演劇史の世界、教化続つて
複施を極めることを云ふてより説く、大略
五種に分る得べし

(1) 古代劇

(2) 先本劇

(3) おどき
(4) やきよわし
(5) 新狂言なる劇

(1) 古代劇と云ふとあ圓の河浦也おどきよま
の極みを印御作る事とあると云ふ、江戸ノ時代
の圓すの意す上方のねねたけ坂田翁十中の
難をうそひし周二十中的の十の考へ考へしをも
包含す、凡そ此の時代の劇の特徴を初歩的
の一程の味ぢう例へ歎刻をかく例へんハ獨
今風のサンヅリしにあらずも比するべき
歎きを云ふことを武松うほの前とする先

司ゆとゆの勅をうなる片手ひさしによること

(2) 雕もゆふ古代劇のゆへ入らず

(3) 丸本剣とまよひ人形の事本多すかくも漏漏
鶴剣并に人形と其似し人間のをも剣と
云ふるを時代わすす世近わらず、初め
は代わと世近わと剣もそぞろびと後じらあ
方を混然して一耗折中のもと作り出し
て例へばすやの亭主と思へば御内
言の御室ひちつり物の丁稚と思ひ
てあく其頃の御直胤をひえといふ
所自らう所へおうみを寫すまじり
め竟時代わ世近わ剣と見ゆる

を來しとまよひ結果幼子折中と証ひよふ
リとまよひえのらむるをお戻の御歎の代の
一現見るをゆく見るにゆく也

(3) 舞踊剣もまよひとまよひとえも一時の
傳もまよひの傳も初めとセリフ無うすよ
源とセリフがつゝ後世まよひセリフがつゝと
本来之歌：つれ口て舞ひ踊も、お微も例
へ道成寺のことや、もんえも此の剣もあら的
代に於てお立處の骨頂こむす世界で類のる
橋も、ナムロと剣で、鶴夫う藍輿と屏
きおもひうき現象と云ふもよし例へば庚
きつておどり、うきとお思ひふらうゆきとあま

近頃の書の如り、幼いものと似てゐる

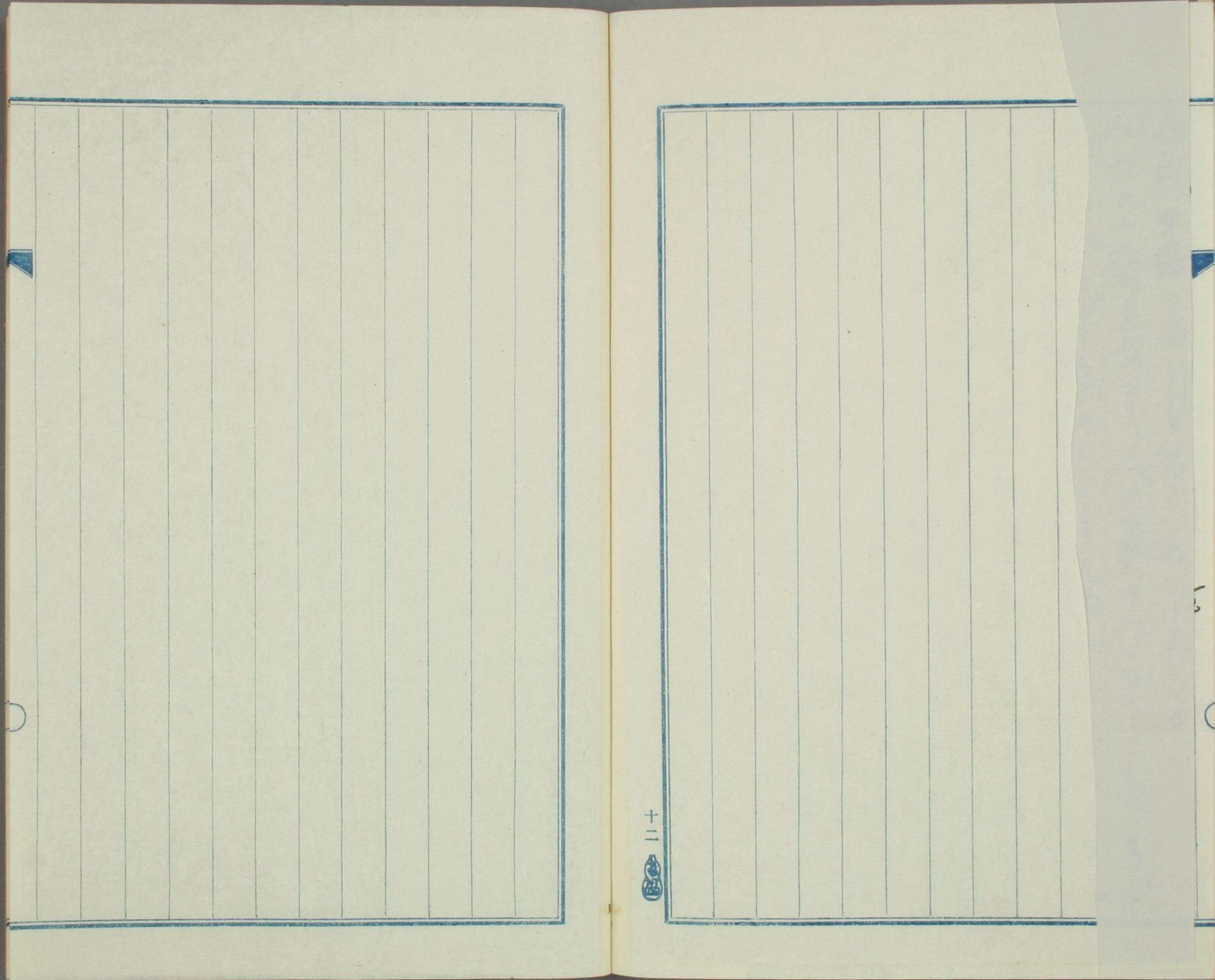
(4) その一類とあらず人の氣よりつづきによらず、辛酉にそんが丸本刻のことともせんとあらずまともと、こまことに、乃ち丸本刻の事、却ひとあらずえり、連鎖刻のことと種々のものとつけ定へざる。よもやり例へば仙基が萩のことを忠臣蔵のことを、新刻のとへ形と稱めし心うどいのうどいが、見じいづくり心ありしうへの時代にさすくつけめぐらし

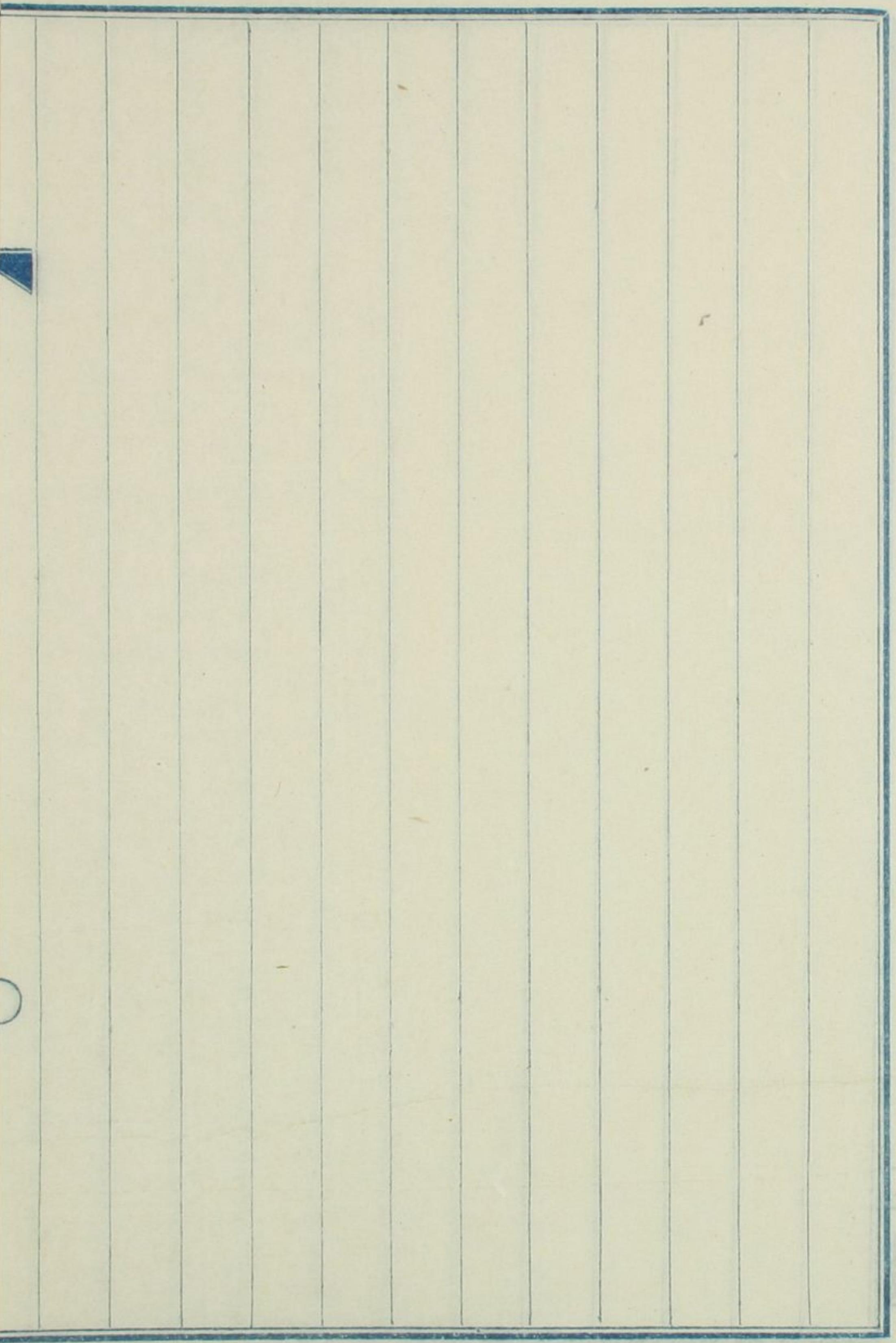
(5) 新刊と言ひ方割とまよひ南北や黙阿弥をかが

ゆう出でる言宣の事と云ふもうし徳川

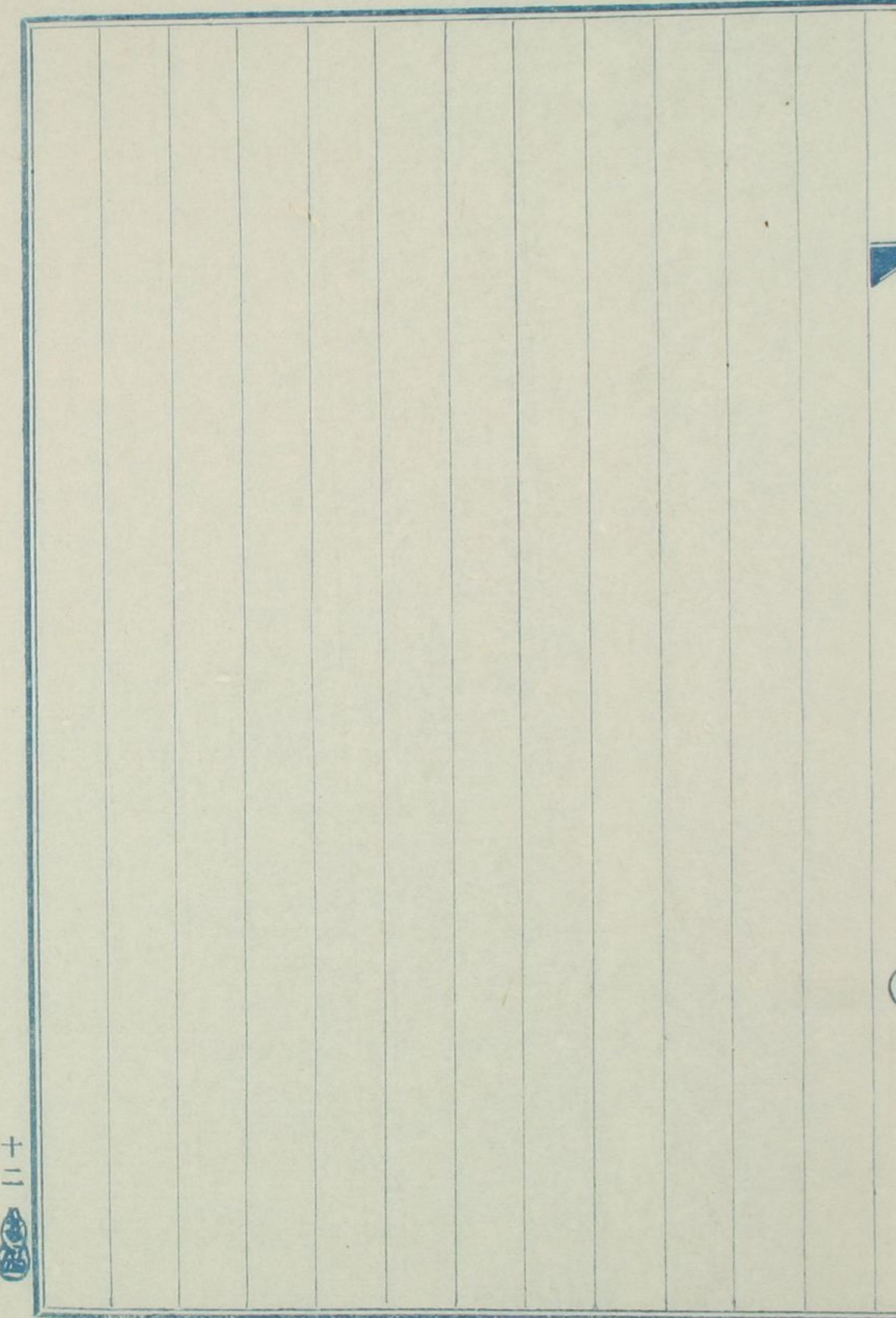
のや

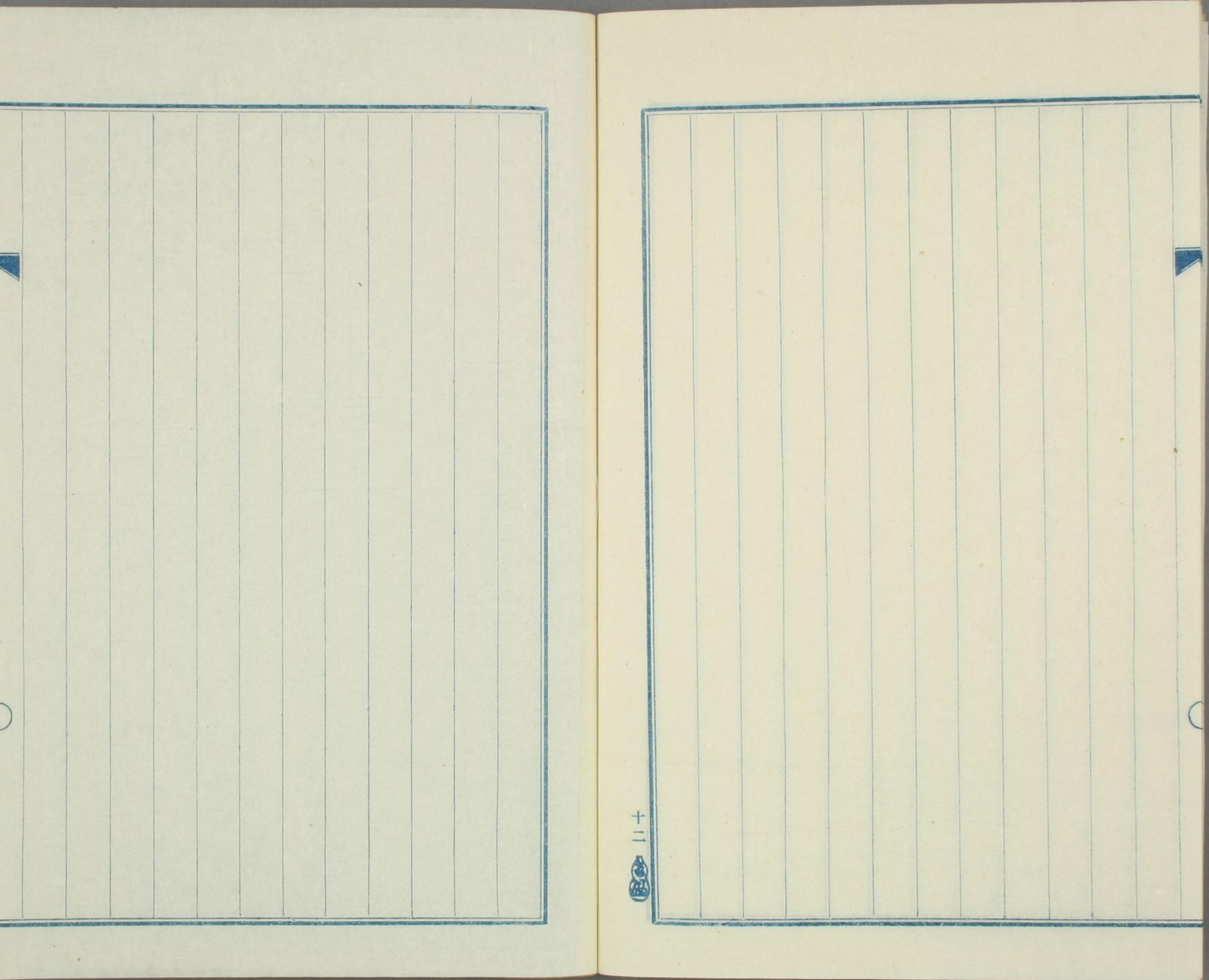
あゆみに初年、いふるくらむとこすう世
法家もと持本記の歎へたる





十二





古箱器、趣味、中核アヌモント恐テア其色補充
深ナラドンボアラス古来甚色深、俗ニホルシヒテ
中古、水中古、傳せ古、水銀古ニシテア、
古中ニアル久ニキモリ其色青綠

水浸陶器ニシテ其色綠似はシテ其色潤

人間ニ流傳アシモハ此古御硯砂器ニシテ惟墨色
ヲヨロシモ一墨漆色ニシテ其色ノアリ
永ク蓋中ニ埋没アシモハ水銀色アシテ清妙毫端
ルガ如キモアリト云フ

其形態、整^ト善^キナルモ^ト、尊^ト壺^ト瓶^ト、貯^ム等^ハ、元
中^ニ最^ミ多^シ備^ス酒^ト、駕^カ狀^ト、態^リナカニモ^ト、未^タレ無^クナラ
カ^ト說文^ニシテ、

多^シ、祕^ム者^也。^ニ象^ニ雀^之形^ニ、中^ニ有^ス鬯^ト酒^ト、又^持之^テ
也[。]所以^シ飲器^也。象^ニ雀^之形^ニ、取^ス其^ノ鳴^ト節^節足^足也[。]
昂^ハ酒^ヲ酌^ムケ^ト、希^ミニ^テ酒^篇、一^種タリ[。]上^古支那^テ、^ト
諸侯^ノ朝^勤、^ニ陽^ニ天^子主^シ賜^フ行^ハミ[。]金銀^云角^ト
リ[。]以^テ弓^ト階級^ニヨリ^テ差^アリ[。]爵位[、]因^テ起^ハシ[。]
ナリ[。]其^ノ姿^雀目^ト様^ル故^ニ、我國^ニ於^ニ古^シ多^シ床飾^リ、^ト用^ササ^ト杏^干ト^ト唐^カ名^ト被^セ也[。]



